

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和3年12月3日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番	鈴木勝利
2番	藤田尚美
3番	秋山泉
4番	伊藤裕一
5番	長田麻美
6番	山本伸子
7番	柳井哲也
8番	石原幸雄
9番	甲斐徳之助
10番	池辺己実夫
11番	守屋常雄
12番	加川裕美
13番	北島登
14番	杉森弘之
15番	須藤京子
16番	黒木のぶ子
18番	諸橋太一郎
19番	市川圭一
21番	遠藤憲子
22番	利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主任	椎 名 紗央里

令和3年第4回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和3年12月3日（金）午前10時開議

日程第1．一般質問

日程第2．休会の件

午前10時01分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

5番長田麻美議員より遅参の届出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、16番黒木のぶ子議員。

〔16番黒木のぶ子議員登壇〕

○16番 黒木のぶ子 議員 皆様、改めまして、おはようございます。市民クラブの黒木のぶ子です。

最初の質問といたしまして、緑豊かな潤いのあるまちづくりについて質問をいたします。

この大枠でのタイトルは、内容的にはと申しますか、結論的に申しますと所管はそれぞれ違いますが、河津桜を植えたらどうだというまちづくりの一環の提案でございます。

過日11月3日、牛久市の文学に対して関心と理解をより深めていただくためにリニューアルオープンをいたしました住井すゑ文学館、そしてかねてより公開されております小川芋銭記念館等が建っておりますこの地区は、誰でもが知っているとおり、この城中地区といいますのは牛久沼を眼下に見渡せ、大変景観に恵まれております。このような地域でありますことから、土浦協同病院の2代目院長でありました俳人の平本くららさんも、この城中の景観が大変気に入り、この地に移り住んだと記事を読んでおります。

このようなすばらしい景観にさらに付加価値をつけ、一度住井文学館や芋銭記念館を訪れた方々が二度、三度と足を運んでもらうための大局的で長期的な計略が必要ではないだろうかと考え、質問いたします。

また、さっき冒頭申し上げましたように、河津桜の名勝地と言われますところはこの辺には

ないために、この城中の景観とともにより一層の地域性を高めるために、このかっぱの小径を含めた住井すゑ文学館や小川芋銭記念館周辺に、よりたくさんの河津桜やまたアジサイの苗木を植え、切れ目ない人が集まる地域としての仕掛けづくりについてお考えをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 住井すゑ文学館につきましては、敷地と建物を市に寄附していただきました御遺族の意向を最大限に尊重する形で、庭木など細部にわたり外構を設計してございます。また外構工事にも国庫補助金を活用して整備しておりますことから、開館したばかりでございますので、当面の間、植栽について変更することは考えてございません。

また、小川芋銭記念館雲魚亭につきましては、建物は市所有でございますが、敷地は借地であることから、新たな植栽については、土地所有者と協議の上、検討してまいりたいと考えております。しかしながら、議員御指摘のとおり、若い方から御高齢の方まで3世代に愛される観光資源を目指していくために、景観を美しく整えていく必要性も認識しております。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 再質問といたしまして、住井すゑさんは皆さん御存じのとおり、「橋のない川」の作家で、そしてまたその内容におきましては人権派の作家であることは誰もが知っているところです。しかしながら、ある一定の年齢以上の人ならば知っておりますが、例えば上を向いて歩こうの作詞家の永 六輔さんや、渥美 清出演での寅さんシリーズの映画監督山田洋次さんなどが親交があったということ、そういうことさえも世代が代わりますとどんどんと希薄になっております。そういうような現状の中で、そしてまたこの世代の考え方の違いの中で、数年後においてどれだけの人たちがこの地を訪れてくれるのだろうかと考えさせられます。

そこで質問ですが、小川芋銭記念館の入館者数、そして住井すゑ文学館のリニューアル前の入館者数、またできれば人件費を含めた維持管理費等をお聞かせいただければと思います。ただし、できれば意図的に学校等の学習のための児童生徒につきましてはカウントしない数字が適切な数字かと思しますので、その辺についてお聞かせください。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 お答えいたします。

雲魚亭の入館者数につきましては、令和元年度4,566人で、この年に牛久小学校の土曜カッパ塾の児童が30人来館しておりますので、児童生徒の人数を引いた数は4,536人です。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして2,484人と減

少しており、児童生徒の来館もございませんでした。今年度につきましては11月末時点で2,788人で、先日長野県の小学校の修学旅行で26名の児童が来館してくれました。26人を差し引きますと2,762人になります。

住井すゑ文学館につきましては、11月3日以降の開館より11月末日時点の入館者数は1,458人でございます。なお、文学館工事前の建物と敷地については一般の方には公開はしておりませんでしたので、訪れた方の数は把握はしてございません。

また、人件費を含む各施設の維持管理費につきましては、雲魚亭についてはコロナ前の令和元年度の決算額で約145万円、住井すゑ文学館については概算の数字にはなりますが、約1,000万円を見込んでおります。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま答弁いただきましたが、雲魚亭におきましては子供の数を引きますと4,536人ということでしたので、コロナ前の人数としては大変来館者数が多かったのかなと思っております。オープンしたばかりの住井すゑ文学館につきましても、まだ1か月ぐらいの中で1,458人と来館者があったということをただいまお聞きいたしました。このように今の段階ではまああの来館者ではありますが、先ほども申し上げましたように、難しいのはこれから、先々のリピーターをどう確保するかではないかと思います。

今回の質問に際しまして、私も数か所の視察をしてまいりました。一例を申し上げますと、11月12日にリニューアルいたしました、そしてお金もかけました北茨城市にあります天心記念五浦美術館に行った折ですが、館ではいろいろの催しといたしまして、これまた誰もが知っております横山大観などの常設展のほか、企画展も催されておりましたが、その私どもが見学した時間、約2時間でしたが、その広い美術館に本当に数人しか来館者がおりませんでした。また、同じく県立の石岡市にありますフラワーパークも大したお金をかけてリニューアルされましたので、出かけてみましたが、そこらはバラの花の最盛期ではないにもかかわらず多数の花が咲いておりましたが、すごい人出となっておりました。このことから、先ほど申しましたように、リニューアルされました住井すゑ文学館におきましても次の世代、次の世代、どのように管理していけばいいのかと再認識いたしましたところでございます。

考えてみますと、実際花をテーマにした観光地は全国あちこちにありまして、それなりに成功し、考えてみれば誰でも花の嫌いな人はおりません。普通の草花ですと大変手間暇がかかりますが、河津桜ですとあまり手間暇は毎年の植栽等に関してはかからないと認識しております。手間がかからず、集客力があると考えた場合、確かに先ほど来館者数をお聞きいただきましたが、今は考えなくてもいいかもしれませんが、これから先、文学館や記念館への永続的リピーターの確保をするための手段として、河津桜やアジサイの植栽を提案しておるわけです。

河津桜等に対しましては苗木ですので集客力を発揮するまでは年数が必要です。しかしながら、楽天市場等で苗木の検索しますと、その値段は1,000円前後です。たくさん植栽するためにはやはり安い苗木が適当でないかと考えますし、樹木というのは年数で価格が決まります。二、三年過ぎた楽天市場で検索しますと1万とか2万と値段がつり上がっていくと……。

○杉森弘之 議長 黒木議員。具体的な企業名は控えるようにお願いします。

○16番 黒木のぶ子 議員 はい。

たくさん植栽するためには安い苗木でなければ、提案をされてきました市民たちに協賛いただくにくいのではないかと考えます。何年かして、住井すゑさんの生き方や思想、小川芋銭のカッパの発想に興味を示し来館した方々がだんだん少数になる頃には毎年見事に花をつけ、そして市外からも老若男女が訪れてくるものと考えられます。執行部の長期計画としてのリピーター確保についてのお考えをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 お答えいたします。

リピーター獲得につきましては、学芸員による展示棟の展示替えを定期的に行い、常に魅力ある展示が継続するよう考えてございます。また、抱樸舎を多目的ギャラリーとして地元行政区との連携や地域で活動する団体の作品展示、地元生産者による野菜販売など、地域の皆様や地区社協の皆様と連携を図りながら、共同イベント企画の実施場所としての活用も考えています。さらには、学校と連携し授業での郷土学習の成果の発表の場とするなど地域や学校を巻き込んだ企画を継続することにより、市民の皆様は何度でも足を運んでいただける施設となり得るよう取り組んでまいります。

議員御提案の河津桜でございますが、議員がおっしゃるとおり花は観光の観点から考えますと、ひたち海浜公園のネモフィラや足利の藤の花など挙げれば枚挙にいとまがないほど様々な施設で、人は花に引かれ花が多くの人を呼び込んでいることは重々承知いたしているところでございます。観光の観点からリピーター獲得について考察する場合には、文学館周辺の施設、住井文学館や雲魚亭だけではなくかっぱの小径、河童の碑、牛久城跡、アヤメ園など牛久沼周辺を一体的に考えることで、より効果的に魅力向上につなげていくことができるのではないかと考えております。

議員がおっしゃるように、より一層魅力的な地域に変化をさせていくことが必要であると考えます。今後、新たな魅力発信をする場合は、黒木議員の御意見を参考にさせていただきながら関係各課が連携して進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 市民の方たちによく言われますのは、牛久はどんどん魅力がな

いまちになってしまうので、まちづくりに対して何か考えてほしいということがたくさんありまして、まして牛久駅周辺につきましては高齢化がもうどんどん進展していきまして、本当に寂しいような状況の中で、今御答弁いただきましたように唯一城中地区というのはこれから磨けば光るような観光地になっていくであろうと考えているところなのでぜひ、それぞれの所管が連携しながら牛久の魅力づくりに対し御協力いただければと思っております。

続きまして、牛久シャトーにつきましても前段同様に河津桜の植栽についての質問となります。現在の牛久シャトーの桜はほとんどがソメイヨシノですが、古木となっている木もあり、古木は古木として牛久シャトーの風情となっていますので、長寿命化を図りながら何とかして牛久シャトーを盛り上げる手だてを考えていかなければなりません。

今年の桜を見る時期には雨がたくさん降って、外でのバーベキューが全然振るわなかったと聞き及んでおります。そうした場合に、やはり時期をずらして2月から開花します河津桜の植栽について考えてみてはどうでしょうか。この河津桜は大島桜と寒緋桜の自然交配種で、当然日本原産であります。この桜の濃いピンクがとても華やかで、そして皆様の目を楽しませてくれることは確かであると思います。今は、シャトーの桜といえばソメイヨシノですが、この桜が咲くときには、全部牛久周辺の地域は一斉に咲くことになります。そうした意味で、一足早く咲きます河津桜が大変重要ではないかと思います。牛久シャトーは重要文化財に加え、レストランや物販店がありますので、絶え間ない集客を考える必要があると思います。桜の季節にわざわざ伊豆・河津町に出かけられた方は御存じだと思いますが、あのにぎわいが牛久シャトーにも今後必要になってくると思います。今どき送付されてきます旅行社のダイレクトメールには、必ず河津桜見物の案内が掲載されております。そういう意味では、牛久シャトーは知名度もあります。市民にとりましても近隣の方にとりましても、わざわざ遠方の伊豆・河津まで行かなくても牛久シャトーでおいしいバーベキューをいただき、またおいしいワインをいただきながらいち早く河津桜等が見物できれば、本当に近隣の方たちもこぞって牛久シャトーを訪れてくださるのではないかと思います。

改めてお聞きいたしますが、牛久シャトーに2月に咲きます河津桜の植栽についてのお考えは、どのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 牛久シャトー内の桜につきましては、正門付近に河津桜が1本のみ植樹されているほかは、園内には樹齢70年以上のソメイヨシノが約240本植えられており、桜の時期には名所として、毎年の牛久シャトーさくら祭りの開催もあることから、多くの方に御来場いただいております。また、昨年度、文化庁の事業の一環で有識者の方が来られた際にも、牛久シャトーの古木の桜と明治時代に建てられたレンガ調の建物とのコントラストは、

「悠久の時を感じさせ、重要文化財としての価値を高めるなど、大変な可能性がある」との評価をいただいております。

現在、牛久シャトーは、オエノンホールディングス株式会社の所有地であり、その敷地内にある木々は、たとえ桜であっても、それは財産として、当然、所有者に帰属されるものとなります。また、牛久市とオエノンホールディングス株式会社の賃貸借契約書上では、最終的には原状復旧での返還が規定されており、何らかの開発等を行う際には当然慎重な対応が求められ、実際に現在においても、樹木の伐採や畑の拡張等、現状を変更する際にはその都度同社との協議を経て、その後の許可を得た上で対応を行っているところでございます。

牛久シャトーの管理を行っています牛久シャトー株式会社からは、当面は、園内にある約240本もの桜の管理に傾注し、自費での植樹は考えていないとの回答を得ており、また牛久市においても、牛久市の費用をもってオエノンホールディングス株式会社の所有地である牛久シャトーへの植樹は考えておりません。

以上のことから、牛久市、牛久シャトー株式会社ともに、現段階での河津桜の植樹については実施の予定はございませんけれども、こういった提案をいただいたことにつきましては、所有者でありますオエノンホールディングス株式会社にも情報提供していきたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま部長から御答弁いただきましたけれども、ただいま難題として議会に執行部から提案されておりますような税金の投入ですね、これが果たしてやはり今回だけでいいのかどうか。そういうことを考えますと、やはりあそこの活性化ということが大変重要になります。そういう意味で、確かに契約書にはそのように書いてありますが、であるならば、契約書どおりであるということを考えれば、今のシャトーはあのままの状況でレストラン、そして先ほど申し上げましたように物販、それだけでのみ経営をしていかなければならないとなります。何かそこに対してしっかりと人が集まれるような、行きたくなるようなそういう仕掛けが全く考えられていない。コロナ前におきましてなぜあそこの牛久シャトーが閉店されたのかということが、極めて今回難題とされております資金投入なども考えれば、やはり何かいい案があればしっかり考えていかなければならないと思います。今、よくガバナンス等で言われますのは、自治体は、運営に対してはできるが、経営感覚が全くないと言われております。やはり、税金を集めてそれを優先的にどうしたら使えばいいのかではなくて、少ない予算で効果のある使い方ということも、やはり模索する必要があるんじゃないかと思います。

先ほどの答弁を聞いておりますと、オエノンとの契約なので最終的には返還するときには原

状復帰が必要だということですが、現在牛久シャトー株式会社での回答では、自費での植栽は考えていないという答弁でございました。であるなら、自費でなければそれを、今全責任を持っている牛久シャトー株式会社は承諾してくれるのか。その辺の協議に関しましては、担当課であります皆様をお願いしておきたいと思います。

私たちが考えますのは、やはり主権主体はどこであれ、現在は牛久市が皆さんの血税を出してあそこを20年間ですか、借り受けているわけですから、その間どうしたらいいのかということも絶対に考えなければならない現状に現在至っています。そういう意味で、牛久シャトーのさらなる魅力度を増すための手段の一つといたしまして、本当に本気を出して何とかしなければならない。まして、道路に面したところですが、そのところの古木は20年の間には倒木するおそれもあります。そうしたときに、その補植といたしまして今から小さい木を植えておけば、その間には木もある意味大きくなっていくと思います。再度、その辺につきまして、オエノンホールディングス株式会社あるいは牛久シャトー株式会社との協議をもう一度していただくような考えはないのかどうか、再度お聞きいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、明治期より続きますレンガ調の建物、そして桜の古木のコントラストというものは、文化庁の有識者あるいは民間旅行事業者さらには外国人を対象とした観光ツアーコーディネーターの方からも大変高い評価をいただいております、これはオエノンホールディングス株式会社と私どもが意見交換する中でも、牛久シャトーが大変貴重な財産になるという点では認識が一致しているところでございます。

しかしながら、議員の御指摘のとおり樹木でありまして生き物である以上、寿命というものは考えなければいけない。ソメイヨシノに関しましても70年以上たったものは既に古木でございますし、本来の標準的な寿命としては60年から70年とされているところでもございます。中には100年以上たっているような木もあるようですけれども、それは例外でございます。

ただ、河津桜に関しましても発見されたのが1955年ということで、その寿命等に関しては分かっていないところもございますけれども、ほぼ60年から70年ではないかなと言われているところでございます。ですので、現在、公益社団法人の日本花の会というところは、ソメイヨシノの植え替えの品種としては、推奨品種がソメイヨシノからジンダイアケボノというのを推奨しているというのもございますし、その辺も含めましてオエノンホールディングスとは、今後もし河津桜あるいはそういうジンダイアケボノ等の植樹に補植をしていくようなことが話合いの中であれば、当然牛久市としまして協力できるものは極力協力していきたいと考

えておりますので、この件に関しましては継続してオエノンホールディングスと協議をしたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 部長からの御答弁がありましたように、牛久シャトーはこの牛久の地にあるわけですね。一頃みたいに草ぼうぼうになっているよりも、やはりたくさんの人たちがシャトーを訪れてくれるような、そのためには何か、先ほど申しましたように運営ではなく経営的な視点に立ちまして、しっかりと牛久シャトー株式会社かあるいはオエノンホールディングス株式会社が存じ上げませんが、その辺としっかりと協議して、今からじゃないと、小さい木であれば安くてできます。でも、樹齢10年とかなりますと、かなりの価格がついてまいりますので、その辺につきましてはぜひよろしくお願いいたします。

次に、市役所のそばの近隣公園についてでございます。ここも大変鯉祭り等が催されて緑豊かな潤いのあるまちの一環として、私は高く評価しているところです。そしてまた、この地を活用するということで考えた場合、その活用するにふさわしい場所であるとも考えます。この公園にもできるだけ多くの河津桜を植え、花のあるところでは様々なイベントの開催が見込めます。その際、牛久シャトーという単体だけではなく、この近隣公園も一緒にすばらしい花見ができるような地域にするための環境ができればと考えます。そうすることによりまして、先刻先ほど申し上げましたように伊豆・河津町、本当にすごい人出なんです。私も何回も行きました。やはり日本人というのは、桜に対します思い入れというのは大変強うございまして、一緒に行った人たち、皆さん高齢の方たちですが、その人たちは二度、三度行きたいと提案してきますので、私が引率するということになっておりますが、そのようなことでありますので、もし将来的にそのような環境が整えれば回遊マップ等を作りながら、牛久のまちの売りにもなりますし、また大きな収入源にもなっていくのではないかと考えます。この近隣公園につきましても同じような質問で、河津桜の植栽につきましてどのように執行部はお考えなのかお聞かせください。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 近隣公園につきましては、大雨時に周辺の雨水を集める調整池を兼ね備えております。樹木につきましては、これまでも姉妹都市の記念樹や市民からの寄附などによる植樹を行ってまいりました。10年後、20年後に大きく育ったことを考慮した場合、新たに植樹するスペースはなくなっている状況でございます。また、牛久シャトーと一体となった河津桜の整備を行うことでの相乗効果ということでございますが、牛久シャトーの動向も踏まえながら整備を検討することが必要と感じています。

周遊マップでございますが、既存のものでは、市観光協会が発行する観光ガイドブック「牛

久日和」より、「うしく周辺周遊マップ」を掲載しており、牛久城址からうしくかつぱ祭り、かつぱの小径を経て観光アヤメ園に至る散策ルートを紹介しています。「お花見マップ」や「もみじ狩りマップ」など季節を彩る花々をテーマにした回遊マップの作成は可能であり、議員御提案の河津桜によるまちづくりが実現した折には、河津桜にスポットを当てた回遊マップを作成することも可能だと思っております。

私が三中のPTA会長をやっていたときに、学校に十数本の桜を植えました。植えたというか、PTAとして勝手にやってしまったことが、植えて数日後に教育委員会から学校長がこっぴどく怒られたというのがございました。そういうことで、どうなんでしょうね、そういう私たちの思うことができない、そしてそういう制約があるのもまた現実でございます。また、ある場所に桜並木をつくったら、虫はどうするんだ、誰が消毒するんだ、迷惑するのは地元の人間だという話も聞いております。ですから、どうなんでしょう。私たちがよくと思ったところも、中には地元の方が何でこんなふうにするんだという人もおります。

ですから、河津桜、そういうことないと思うんですけども、そういうことで例えばケヤキ通りのケヤキ、夏は涼しくていいね、でも冬になれば枯れ葉が落ちて誰が掃除するんだ、僕はいつも思うんですけども、夏の涼しさを享受できる人がまさしく地元の人でございます。それがまた枯れ葉が散ったから誰が掃除するんだ、そういう感覚のものでそういうものを見てしまうということも、僕は寂しいところでございます。確かに、こういういろいろな樹木の制限される中においても、私たちの思いをどう伝えるか、私たちの重要な課題だと思っています。ですから、今できること、これからできることを示しながら、こういう桜についても植樹についてもこういう環境についても議論というか、そのように、そう思いながら思いを持ちながら、まちの観光でありませぬけれども憩いの場をつくる必要があるんだと、私は思っております。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま市長から、市長もやはり学校側からそれは何でコンプライアンス、要するに法令遵守しないで植えたんだという意味でこっぴどく怒られたという答弁がございましたけれども、やはりまちづくりに対しましては潤い、そしてまた今環境問題、そういう意味合いからも緑が大変必要になっておりますし、ケヤキ通りに対しましても一度前市長のときに坊主にいたしました。であるならば、何でケヤキの特性を考えたら、当然上に枝葉が生い茂るのが必要で植えたにもかかわらず、地域住民の、それも少人数だと思うんですよ。やはり、物事に対しましては賛成、反対という意見はどうしても相分かれるというのが現状であります。

しかしながら、今市長がおっしゃったように、やはりまちづくりに対しましての思い、今実現しなくともやはり長い視点で環境問題や市の在り方等を考えた場合、そういうものが全く市

長がおっしゃったように必要であると、私も考えております。

続きまして、河津桜の植栽で緑豊かなまちづくり、最後の質問となりますが、苗木の購入と管理につきましては、市民を巻き込んだ事業とするために事業のネーミング等につきましても公募の方法などがあります。そしてまた、苗木の購入に対しましても小さければ先ほど申しましたように、本当に誰でもが参加できる、そのようなことから、この苗木の購入に関しましてオーナー制度などで皆さんの協賛を仰ぐということも可能でありますし、そしてまた苗木の育成に関しましても里親制度等がございます。

そのようなものを導入して市民共々、先日の同僚議員の質問にもありましたけれども、参画をさせるというのも、まちづくりに関しまして市民の関心を寄せる一つの方法かと思います。ですから、その方法といたしまして、牛久シャトーの経営に関しまして、去年6月20日オープニングセレモニーをされたわけですが、その前段の12月に税金を投入するんじゃないくて、第三セクターは今まで国・県どこも成功したところがないから、であるならばPFIとか、そのお金の原資となるところはクラウドファンディング等を利用してはと申し上げたわけですが、結果的には市の財政を投入するとなってしまいました。

そういうことで、やはり市民を巻き込むということはいろんな意味で、利点というか、いい面がたくさんあります。そしてその辺につきまして、ぜひ今後考えていただければと思っています。ところでございます。やはり2024年までの第4次総合計画が示されておりますように、ファジーじゃなくて具体的に考えたときには、やはり一つ一つどうまちづくりに対してやっていくかということを、私たち、そして執行部の皆様一緒になって考えていく必要があらうかと思っています。

以上で、この緑豊かな潤いのあるまちづくりに対しての質問を終わります。

○杉森弘之 議長 黒木議員に申し上げます。ただいまのは質問ではないということですか。はい。

ここで、答弁者の入替えのため、自席にて暫時休憩といたします。

午前10時49分休憩

午前10時51分開議

○杉森弘之 議長 再開いたします。

16番黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 それでは、大きな2番といたしまして、新型コロナワクチンの3回目の接種について質問いたします。

過日11月21日の全員協議会におきまして、牛久市のコロナワクチンの接種計画について

御説明をいただきましたが、その内容によりますと、高齢者の接種希望者は2度目の終了から8か月経過した人から順次接種券を送付し、市が指定した近くの医療機関で接種ができるとのことでありました。1回目の接種予約時のような大変皆さんが困って、その状況というのは言葉に表せないぐらい大変な状況が生じておりました。そのようなことが起こらないような今回は御配慮くださったとのことなので安心いたしましたところでございます。

しかし、予約時の困難は3回目では回避できましたが、高齢者、今大変寿命が長うございまして、その生活環境は独居の方や老々介護者、そして何世代かで生活しているなど様々であります。今回、3回目のワクチン接種について間隔を8か月置くことにより、介護度が進み目を離すことができないので、家で夫婦同時に接種できないだろうかという声が寄せられております。牛久市には要介護度3以上で居宅介護受給者が548人おりますが、目が離せないなどの理由から市指定の医療機関にも行けないような、そしてワクチンを接種したいという希望があったとしても、その対応が市民には十分に知らされておられませんので、その対応について伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

新型コロナワクチン3回目接種の予約につきましては、初回接種の予約方法を一部変更して実施してまいりたいと思います。大きな変更点は、65歳以上の2回目接種完了者全ての方に対し、市が接種日時、会場を振り分けた上で、指定日時、会場を記載した接種券を郵送してまいります。指定に当たっては、住所地に近い医療機関等を指定できるよう留意してまいりたいと考えております。また、指定後に、居宅要支援者やその家族等で、やむを得ない事情により変更を要する場合には、保健センターに常設する新型コロナワクチン予約・変更コーナーや電話等によりまして、できる限りの対応をしてまいりたいと考えております。市民の皆様には、初回接種予約時のような混乱を避けスムーズに対応できるよう、状況により随時改善をしながら進めてまいります。

64歳以下においては、初回接種の予約方法と同様、市の予約システムまたは専用電話、保健センター常設コーナーで予約受付を行います。3回目接種は、2回目から原則8か月以上となるために、2回目を完了した接種日順に年齢を加味して段階的に接種券を郵送いたしまして、予約、変更対応がスムーズにできるよう計画し実施してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 本当に、いい答弁をいただいたと思います。介護等の状況でやむを得ない事情での変更については電話等で連絡していただければできる限りで支援をしてく

ださるとのこと。このような環境にある人にとりましては、大変助かるものではないかと考えております。

それと、今季節的にインフルエンザが流行するという時期でもありますが、このインフルエンザにつきましてもやはり年取りますと感染率が高うございますので、できればおうちにいて往診していただきながらインフルエンザのワクチン接種をしていただきたいという要望もありますが、この辺につきましてはどのように考えられるのかお聞かせください。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 新型コロナワクチン予防接種とほかの予防接種の接種間隔につきましては、厚生労働省新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引におきまして、前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔を置くこととし、他の予防接種と同時に同一の接種対象者に対して行わないことと明記されております。

それに基づきまして、市では10月1日の広報うしく及びホームページに、適切な接種間隔を記載しております。また、対象者への注意喚起といたしまして新型コロナウイルス3回目接種券、予診票を送付する際の御案内に注意事項として記載しており、また現場での確認として予診表に2週間以内に予防接種を実施しているかの確認項目があるため、接種日当日においては接種間隔を確認し、安全に接種を行ってまいりたいと思います。

議員さん御指摘のように、介護される方とまた介護する御家族で効率よく接種ができるように、医療機関関係しかり、あるいは医療機関等と十分調整しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 本当に高齢者、情報の不足、そしてまた何ていうんですかね、やはり見落とし等があります。そうした中で、接種券や広報うしく等で二重にも三重にもその辺の注意喚起をしていただけるとのことですので、どの情報かに目を留めていただいて間違いのないようになっていただけるといことは、本当に高齢者にとりましては大変いいことだと思います。

続きまして、12歳以下のワクチン接種に対応してくださる医療機関が2か所だけなので、人数的にしますと対象者はたくさんいるわけですね。医療機関2か所だけということはどうしてなのかという声も寄せられておりますので、その辺に関しましてお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 新型コロナワクチンの5歳から11歳までの小児の接種につきましては、11月16日付の厚生労働省の事務連絡におきまして、小児への接種体制の検討を進めるとともに、関係機関への周知と接種体制確保に係る協議を行うよう通知がございました。

それに基づきまして、現在市内の各医療機関で調査を行っている状況です。

現段階で二、三か所の医療機関から接種協力の了承をいただいております、全体的にはまだ数がちょっと少ないかなという状況です。小児接種に当たりましては、小児用のファイザー社ワクチンを使用し、接種量も大人と比べては少ないことから、安全な接種のため接種体制を大人と区分けすることを考えております。大人の3回目接種も同時に進む時期でありますので、2月からということで指示を受けていますから、小児の予防接種に御協力いただく医療機関の選定につきましては、接種率の状況を見ながら計画を進めていく必要がございます。開始時期と具体的な接種、詳細な接種スケジュール等は今後国から示されてまいりと思いますけれども、最終的な調査結果を踏まえまして、医療機関からのアンケート等御協力いただけるかどうかの調査を踏まえまして、協力医療機関を調整し、スムーズに接種できるように進めてまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 今、質問、2か所しか医療機関がないではないかと質問しましたが、これから対策としましては医療機関との交渉、協議等進めて、それ以上に接種医療機関が増えていくと理解していいのかどうかの再度の確認をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 そうですね、5歳から11歳までの小児の接種につきましては、これまでも接種の結果、接種後の副反応の状況もまだ詳細に分かっていない部分もありますので、そういった部分と、副反応等の対応にも小児科医が接種するという状況もありますので、今各医療機関の先生方に小児に対しての接種の協力をいただけるかどうか、アンケートを行っております。地域別、あるいはファイザー社ワクチンあるいはモデルナワクチン、小児用ワクチンと幾つかの、3回目の接種につきましては取扱いが煩雑になる可能性もありますので、そういった状況も踏まえて接種する先生方、詳細にその中身を状況見ながら判断していくということになると思います。小児用の小児の接種につきましても接種の予約がなかなか取れなかったりする、希望者が接種できないという状況がないように、医療機関と十分調整を図りながら接種に向けて進めていきたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 本当に2か所だけではやはり少ないかなと思いますので、御苦労ではありますけれども、もうちょっと小児、11歳以下の子供たちのワクチン接種の医療機関を地域別に、交渉して増やしていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で16番黒木のぶ子議員の一般質問は終了しました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は１１時１５分といたします。

午前１１時０７分休憩

午前１１時１７分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、一般質問を継続いたします。

次に、１９番市川圭一議員。

〔１９番市川圭一議員登壇〕

○１９番 市川圭一 議員 改めまして、皆さんこんにちは。新政会の市川圭一です。

まず、本日の一般質問は１つの項目になりますが、この大項目、気象庁地磁気観測所についてということですが、それに入る前に少し、なぜこのような質問をするかということについて述べさせていただきます。

皆さんももう御存じの常磐線が、今の車両になる前、ボックスシートの白地に青の横ラインが入った常磐線、御存じだと思うんですけども、取手藤代間でその当時来ますと、車内の電気がぱっと消えたんですね。私もこちらの牛久に引っ越してきて約３０年になりますが、そのときは何でこの間、電気消えるのかなって、すごく疑問に感じていました。あそこがいわゆるデッドセクションと呼ばれていまして、直流、交流に変わる、その間車内灯が消えるということを後々知る由となりました。藤代駅の直近までが直流で１，５００ボルト、藤代以北が今度交流で２万ボルト、そこでいわゆる電気の交換が行われるわけです。それによって、後々常磐線の質問小項目にありますいろいろな影響が出てくるわけです。これに実は気象庁地磁気観測所、これは石岡の柿岡にあるんですが、これが関与することをまず先に述べさせていただいて、質問をさせていただきます。

牛久市が、これは日本全国になりますけれども、人口減少という形で、牛久市の目標とすれば８万５，０００弱を維持していこうという人口ビジョンの計画が発表されておりますが、現段階で実際の目標であった数値と現況の今の数字、今後予想されるだろう人口推移、そして、皆さんも感じていると思いますが、牛久駅の乗降客、大変少なくなっております。議員の皆さんは特に朝、駅立ち等したときに、これはもうよく分かると思うんですが、ほとんど、今までは何ていうんですか、立っていると、本当に邪魔だよねと言われるような状況が、結構人がまばらに、朝、常磐線に乗っていく。逆に、８時間際になってくると高校生のほうが多いんじゃないかというぐらい降りてきます。そのような点も踏まえて、乗降客の経緯、その点についてお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 当市の人口につきましては、牛久市人口ビジョンを策定いたしまして、2060年に総人口8万4,000人を指すものとして、将来目標に向けた地方創生事業を展開していくものとしております。当市の人口の推移につきましては、近年、ひたち野地区の住宅の立地などにより増加を続けてまいりましたが、2017年12月をピークに減少に転じております。人口ビジョンと実際の人口推移について、昨年度の10月時点の数値を比較いたしますと、人口ビジョンでは8万5,286人、住民基本台帳が8万4,940人と、想定から346人の減少となっております。

また、常磐線の乗車の推移についてでございますけれども、牛久駅につきましては、20年前には既に減少傾向になっており、2001年に2万748人だったものが、一昨年の2019年で1万2,444人と大きく減少しております。

一方、ひたち野うしく駅については、開業以降、まちの成長とともに増加傾向が続いており、20年前の2001年の4,900人から、2005年のつくばエクスプレスの開業により大きく減少した年がございましたが、2019年に6,952人と増加してまいりました。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 ありがとうございます。

やはり乗降客も減って、人口も減っていると、常磐線は高崎線、宇都宮線、北関東の中ではこの3線がJRの競争相手、そして、茨城県内ではTXが走っております。以前、聞いたところに、常磐線はTXと争うんじゃなくて高崎線、宇都宮線と争うんだと、茨城県内としてはTX、そして常磐線、相乗効果によって人口増を目指していこうという話も聞きました。そしてまた、先人というか、諸先輩方が常磐線の利便性向上のために、いろいろな動きをなさっていたのも存じ上げています。

私も議長の頃、よくいろいろな常磐線に関する期成同盟会、輸送力増加等ございました。最近では、茨城県内、県南のJR常磐線沿線地域活性化に関する意見交換会というのが行われたと聞き及んでおります。これは、県南の自治体が集まって、まだ発足して間もないということで、話の内容的にはどこまで進んでいるのか分かりませんが、そのような会がたくさんあると思います。現在、その中で、主な活動内容としてどのようなことが行われているのか。今の段階でお話しできることがあれば、お聞きいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 ただいまの団体といたしましては、茨城県常磐線整備促進期成同盟会というのがございます。こちらの活動と、常磐線東京駅・横浜駅乗り入れ推進協議会等がございまして、こちらでのこの期成同盟等の会によって東京駅への延伸というのがなされたと

理解しているところではございますけれども、要望活動ですね。それ以外にはただいま議員からありました常磐線沿線地域活性化意見交換会ということで、これは県南の常磐線沿線の取手市、龍ヶ崎市、牛久市、土浦市の4市で意見交換会を、協議を令和3年2月から始めております。この中でも、常磐線の輸送力強化という話が出ておりまして、この中で議員御指摘の地磁気観測所が常磐線の輸送力強化には大きな問題になっているということで、共通認識が4市の市長の間で図られたところでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 ありがとうございます。

今、部長の答弁の中で地磁気観測所ということがございました。この大項目の地磁気観測所、実はもう100年たったすごく歴史的な部分の偉業というか、なかなか100年データを積み重ねたことということに関しては大変な、これは歴史的資産だと思っております。ただ、石岡の地にあることによって大変茨城県内のいろいろな面、もちろん常磐線の影響が一番なんです。ひいては、経済、そして人口、いろいろな面に多大なる影響を実は及ぼしていると。さきの県議会の一般質問でも、実はこの問題が取り上げられております。

つくば選出の県議会の議員から質問がなされていまして、どちらかというとつくば県西、TXですね、そちらに対しての質問の内容のほうが多かったんですが、私としては先ほど申しましたが、茨城県内が常磐線とTXで競争するのではなくて、競争相手はあくまでも北関東の宇都宮、高崎線であると思っております。TXは地下鉄との相乗乗り入れ、そして今つくばまで行っている、それを筑西から水戸へ延長という話もありました。知事も、この件に関しては一昨年ですか、直接国へ茨城県としてはこれには多大なる問題があるということで、話をしに行ったという答弁がございました。

もともと、この地磁気観測所というのは、今でいう東京の赤坂にあったわけです。国の施策において茨城に移ってきたと。じゃあ、100年たって、歴史的価値は分かりますが、私もこの問題に触れる中で国土交通省の事務次官だった方、そして現職の気象庁に出向していた職員の方にもお聞きしました。この石岡にあることに対して、石岡じゃないと駄目なのかという話を伺ったところ、今の技術的な問題では別に石岡じゃなくていいんですよ。正直、どこに持っていても、もう今は影響はありませんというお話を聞きました。じゃあ、これ国の施策で茨城に持ってきているのであれば、なぜ国は茨城県の人口ビジョン、人口増加、そして牛久市の、これからの県南地区の発展を考えたときには足かせとなっているこの部分を取ることができないのかということで、陳情も国会議員もやっていると思います。

ただ、歴史的な価値があるので、気象庁としては今すぐ動かせないような話も、私も聞き及んでおります。ただ、最終的な結論から言えば、多分これは金銭問題、要は動かすにはお金が

要る。だから、どこが負担するんだという問題ではないのかなと思っておりませんが、それについては後ほど触れさせていただきます。

この常磐線の輸送力、石岡の今言われている地磁気観測所の直流、交流の地磁気ですね。デッドセクションの藤代間のそれが解消されれば、今常磐線は上野東京ラインという形で品川駅まで乗り入れをしております。皆さんも常磐線、乗ってない方いないと思うんですが、グリーン車ありますね。グリーン車に乗った方は御存じだと思うんですが、休日、常磐線のグリーン車は、電車内で買うのと外で買うのとでは値段が違います。一番安い料金で行きますと51キロ以上の休日、スイカもしくは駅で車内で買わない以外は800円で、グリーン券ですね、買えるわけです。多分よっぽど鉄道が好きな方でないと、俗に言う乗り鉄という方でないと、あまり知らないと思うんですが、この800円のグリーン券で行ける区間というのが、多分皆さん御存じないと思うんですが、黒磯から熱海まで800円で行けちゃうんです。調べますと。私もグリーン券使って乗ったときに、知らなかったんですが、上野、品川までだと思っていたんですよ、使えるのは。そしたら、スイカであれば品川で一旦降ります。そしてそのまま横浜まで乗って、そのグリーン券使えるんですね。ほとんどの方が知らないと思います。そのような利便性がすごくあるわけなんです。そうなってくると、じゃあこれが今言ったように、JR東日本の管轄内で黒磯から熱海までグリーン券800円で行けるようになれば、今牛久市では課題になっています牛久シャトーの問題もそうですが、逆に横浜や熱海、静岡、そちらからグリーン券、乗車券は別ですけども、グリーン券で乗ればそこでお弁当食べてお酒を飲む方はお酒を飲んで、家族で行く方はボックスシートにもできるわけですよ。800円のグリーン券で牛久まで来れちゃうわけです。まさに、こちらから行くのではなくて、向こうから牛久にも観光客を呼べるようになるわけです。それには、やはりネック、デッドセクションになっている部分のいち早い解消が必要ではないかと思っております。

この今私が述べました横浜や熱海までの乗り入れですね、できるということで、今牛久市で問題になっているシャトー、そしてましてこれ、高萩まで茨城は逆に行けるわけです。水戸も越していけるわけです。ただ、問題は同一方向ということで、行って帰ってはできない。一方通行ですから、一方向に向かって行くことに対して800円で行けるわけです。往復で行ったって1,600円、使える、その中で行って帰ってこれるわけです。ですから、牛久市は50キロ圏内、51キロから値段が上がってしまうので、そこら辺が牛久駅まで来てしまうと値段が上がってしまうから、逆に都内に利用している方は大体1つ手前の藤代なりなんなりで降りて、そこで値段の調整をして1駅区間だけ普通列車に乗るという方も多いと思うんですが、その辺を踏まえて、今競争相手ですね、先ほど来から言っている。高崎線、宇都宮線。それに考えて、多分来年3月にはダイヤ改正があると思います。今この3線では常磐線、遅れています

ね。本数が一番少ない。やはりそれには解消が一つの打開策ではあると思いますが、その点牛久市としてはどのような形で県に働きかけをしているのか。それとも、ＪＲへ働き等はしているのかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 地磁気観測所の存在による当市への影響としては、議員御指摘のとおり、上野東京ライン開通に伴う品川駅乗り入れの際にも、高崎線、宇都宮線に比べて乗り入れの本数が少なかったということ、また、今後計画される羽田空港への乗り入れ等が、ＪＲが乗り入れるという計画がございますけれども、それにも、そこに高崎線、宇都宮線が乗り入れるかどうかはまだ分からないんですけれども、その際にも、もしかすると他線に乗換え遅れを取って、その恩恵を享受できないという可能性も懸念するところではございます。それも、全て影響としては直流、交流両方を動かすことができる車両というのが非常に割高であるということで、それが課題の一つであるということですが、先ほど言いました各種団体を通して、ＪＲには輸送力強化という意味で、本数の確保等に関しての要望は継続して行っております。

また、４市で始めた活性化の意見交換会の中での４市長の意見の中でも、それだけではなくて地磁気観測所の意見等も含めて、これは常磐線だけの問題ではなくて水戸線でもやはり交流での電化ですので、全県でそういった問題に対して県議会あるいは知事に対して要望等も上げていくことも想定に入れて、今後意見交換をしていこうという話がありました。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○１９番 市川圭一 議員 牛久市としても、影響があると考えていると受け止めました。いずれ、強化すれば本当に経済効果はまだプラスになると思います。そして昨日、同僚守屋議員の質問の中には阿見町というのが出ましたが、牛久市は、牛久駅、ひたち野うしく駅という形で２つの駅がございます。観光資源も、やはり広域という捉え方をした場合、今、昨日の中にもありましたが、３組合の広域の在り方を検討していくという話もございました。１つの自治体ではなかなか難しい部分も、いろいろな他の自治体と協議し、同一性の方向性があればよりよい相乗効果が得られると思うんです。まして、常磐線沿線、このひたち野うしく駅は阿見町の方の乗降客もあるはずです。その先に荒川沖もございますが、阿見町に対しては駅がないわけですから、常磐線を利用する方はどちらかを利用しなきゃならないということですので、牛久市として単独ではなくてひたち野うしく駅を利用する阿見町との、昨日答弁にもございましたが、広域として考えたときに連携等、観光やいろいろな部分を踏まえた連携なども考えられますが、それに対してはどのような考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 先ほど申し上げました４市での常磐線沿線地域の活性化の意見交

換会の中でも、4市長の中から、特に龍ヶ崎市長からはこの4市に阿見町も加えてはどうかという意見も出ております。やはり、観光というの視点から立つと1市だけでやるとはなかなかいかないときに、やはり広域的な影響を図った中でより多くの観光客を呼ぶというのは大事な話だと思いますし、また牛久市長もその龍ヶ崎市長の意見には同意して、ぜひとも阿見町この枠組みの中に入ってもらってもいいんじゃないかという意見を述べたところでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 今、部長答弁からも広域としての考え方からも一つ考慮していくべきだという答弁がありましたが、最終的に、常磐線として考えたときにはなかなか単独の市1つだけでは大変厳しいものがあると思います。茨城県、そして県南地区、そして最終的には牛久市発展について、再度どのような考えが、もしあるのか。あればお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 常磐線の利用を向上することは、その沿線市町村に限らず県内全体の産業、観光などに大きな影響を与えると考えます。現在、地方自治体は地方創生の下、人の流れをつくり人口の維持を図るということを進めているところでございます。当市といたしましても同様に計画を立てて、教育、子育て、仕事の創出など魅力的な地域になるよう取組を進めています。このような中、将来に向けた人口維持に向けて常磐線の利用、利便性の向上を資することは、地磁気観測所の移転についても要望すべきと考えております。それは、当市だけの問題ではなく、常磐線沿線のみならず水戸線沿線を含め、茨城県全体の問題と考えられますので、関係各所の動向を踏まえ、当市としても必要な対応を検討していくものと考えております。

私が就任してからはバイパスもございました。常磐線も、あそこは東京、品川か、品川までの延伸となりました。非常に何ていいますか、やっていることが遅過ぎて、本当にあか抜けないと思った次第でございます。バイパスにしてもまだ約4割の、たしか4割だと思ったんですね、それしかバイパスができていない。東北道は4号線にバイパスもできていない状態、何しているのかなと、常々私は思っていました。まして、常磐線、高崎線にしても、高崎線はもう首尾よく東京に入っていまして、非常にあの地域も人口のほうも多い。ましてTXができて、そして何だろう、この常磐線は、ということで、この地磁気観測所のこともあり、もうちょっといろんなこと考えれば、もうちょっと早くして常磐線、あれも輸送力も確かに1時間3本、4本あるのも事実でございますけれども、もうちょっとあか抜けた路線にしなきゃいけないんじゃないかということで、取りあえず龍ヶ崎、取手、牛久、土浦と会をつくりまして、それで先ほど言っておりますけれども、阿見町も入れてTXに負けるな、高崎線に負けるなということで、私たちはいろいろなところで観光資源、これを取り巻く住民の住居、住まい、そういう

ものをこれはどうしたらいいかということで考えて、もうちょっと早くすればよかったんですけども、でもまたこういうこともしながら、この地域、県南というわけではありませんけれども、どういう形であっても、当市はさっきも言ったようにTXに負けるな。もうちょっといろんな各団体の政治家の皆さんも、もうちょっと力入れてればこんなあれでは、言ってはなんです、そういったことを進めながらまたやっていきたいと思います。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○19番 市川圭一 議員 最後になります。今市長からの御答弁いただきました。茨城県、そしてこの牛久市発展のためには必要であると、私は受け取りました。ぜひとも、一回この話は途中で多分頓挫していることだと思います。茨城県の積年の課題だと私は思っております。できるだけ早期にこの問題をまた、再び県議会でも取り上げられたということは、僅かであるが火がおきたのかなと思っております。そして、私、各自治体からもぜひとも火を上げていただいて早期に解決できるようお願い申し上げます。

私も、気象庁から実は11月22日に、移転に関してのということで回答はいただいているんですが、これはあえて発表しません。大変後ろ向きな発表で、このような回答では到底納得できないので、これからはいろいろな機会ぜひとも主張を上げて、執行部の皆様もそして議員の皆様も、ますますの利便性向上のためにぜひともお力を発揮していただいて、茨城県南、そして牛久市発展のために御尽力いただくことを切にお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で19番市川圭一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時52分休憩

午後 1時13分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番長田麻美議員が入場いたしました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番甲斐徳之助議員。

〔9番甲斐徳之助議員登壇〕

○9番 甲斐徳之助 議員 皆様、改めましてこんにちは。新政会所属甲斐徳之助です。

いつもに引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報を知りたいとの声に合わせ、日々活動しております。ですが、今回は、今定例会におきましては、本市の方向性を確認したいと御提案の御質問をいたします。

それでは、通告に従い一問一答方式で質問いたします。

1つ目といたしまして、第三セクターの合理化についてお話をお伺いします。

本市には3つの第三セクターがあり、それぞれの事業目的を持って設立し、運営していると認識しており、以前の一般質問においてもその役割は御説明を受けております。ただ、その経営面において、収支決算においてはいずれの会社も赤字決算を取っており、決してよい状況にあるとは思いません。直近では約1億円を投じ、牛久シャトー株式会社の設立、牛久シャトーの再生を図るという名目で新会社を設立したり、牛久駅前ビルの牛久都市開発株式会社には4億円の貸付けがなされたことは記憶に新しいところであります。

特に、牛久シャトー株式会社においては、事業会社に僅か2年足らずで本定例会において補助金の上程がされております。これを可決された場合、令和4年度の当初予算に5,000万円を計上しているという訳の分からない状況になっております。この件につきまして、同僚議員の方も過去に設立から議論をしたところであります。さらには、私の場合でも6月の定例会において、牛久シャトー株式会社の経営が立ち行かなくなる可能性があるが、行政はどう判断しているのかと質問いたしましたところ、新たな出資の資金調達等を求め、自主的に行うことの申入れをする、資金繰りに行政は関与しないという答弁をいただいたばかりであります。

第三セクターの経営の性質上、運営資金が税金であることを忘れてはなりません。第三セクターであるからこそ、存続させなくてはならない。補助金を出しましょうなどといった声を、市民の皆様にはヒアリングをして回りました。企業の経営者が多く、一般の市民の方もあったんですけれども、当然あり得ないという話を多く聞かれることとなりました。

私は、牛久シャトーの存続を望む声があることは十分承知しております。経営と運営は違う形でよいのではないかと考えております。また、存続を望む前提とするのであれば、そもそもの経営管理を再検討すべきではないかと思いますが、牛久シャトー株式会社ではなく市内の第三セクターを一本化し、例えば牛久まちづくり株式会社（仮称）などといった別の法人格に移管し、本市の出資比率の株式保有率を引き上げて、まちの収益を上げていく事業にしてはどうかと考えるが、皆様はどう思うか御意見をお伺いしたいと思います。

当然ながら、市の出資比率が50%を超えていくので、決算等の情報公開などはスムーズと考えますが、いかがでしょうか。また、都度の決算が赤字であるから、存続をしなくてはならないから、補助金や補正予算を組むといった形ではなく、事業投資という形でもっと多くの投資経費をかけて、当初予算で運営してはどうかと考えますが、執行部の御所見をお伺いします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 御質問にございます既存の第三セクターとしては、エスカード牛久ビルの管理、まちづくり事業等を行う牛久都市開発株式会社、農業法人として耕作放棄地の

解消、担い手育成、農産物の生産、小売等を行いますうしくグリーンファーム株式会社、重要文化財の保全活用、物販、飲食店の経営等を行う牛久シャトー株式会社の3社がございます。第三セクターの一本化という御質問でございますが、各社はそれぞれに目的を持ち、その目的に向けた事業を展開するものとして設立され、運営しているものでありまして、一本化することでそれぞれの事業の連携は取りやすくなるとは想定はされますけれども、最も重要でございます公共的で企業的な経営手法という観点からしますと、役割の異なる3社を一本化することは、事業の複雑化を招き役割を十分に果たせないことも懸念されることから、現段階で第三セクターを一本化することは想定しておりません。

しかしながら、当市としましては各社の運営に対し出資者として、各社が収益事業を充実、発展させ、いかに事業運営が適正な収支の下に遂行できるかという点から、それぞれに合理化を求める必要があるものと認識しております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。まず、もう1点なんですけれども、まず御答弁いただきましたその役割の中から、それは煩雑化し難いという御答弁いただきましたけれども、私は今回赤字決算という部分の観点から御質問させていただいております。出資に関して情報公開や運営の中で、例えばですけれども、A社が、B社が、C社がそれぞれ赤字を取る、黒字を取るといったときに、様々な事業投資の資金繰りの運営は有効であると思って、この質問をさせていただきました。これは考え方の、もう御答弁いただいておりますので答弁は大丈夫なんですけれども、どうしても今回補正予算が上がっている以上、何点か全員協議会の説明を受けたり、ほかの同僚議員さんの御質問を聞いている中で、少し違った観点で私も何点か、牛久シャトー株式会社について私も御説明を受けたいんですけれども、まず、関連になっちゃうんですけれども、議長、大丈夫ですよ、関連ということで。シャトーの件、何点か質問させていただきます。

○杉森弘之 議長 いいよ、いいよ。

○9番 甲斐徳之助 議員 はい。そもそも牛久シャトー株式会社に関しまして資金繰りに関与しないという考えを聞いておりましたけれども、なぜ補助金を出していくのか。そもそもの話なんですけれども、それをまずお尋ねしたいということと、牛久都市開発株式会社のように、貸付金ではなくて、そして出資比率の増資の出資金ではなくて、なぜ補助金であるのか。これがまず1点目です。

それと、融資の申入れを行って断られたという御説明を全員協議会でいただきましたが、これはなぜ断られたのか。査定状況はどうであったか確認させていただきたいと思います。

さらには、人件費の10%のカットをやられるということですが、これは市の経営指

導なのか。それとも牛久シャトー株式会社からの申入れ事項であったのかお聞かせいただきたいと思います。以上3点でございます。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 先日の牛久市議会の全員協議会の中でも御説明いたしましたけれども、まず牛久シャトー株式会社から今期での資金ショートと、改めて黒字化にするまでは今年を含めて5年間の期間を要するという見込みが、市に提出されております。

このことによって、今回第三セクターの牛久シャトー株式会社に対しては存続させることを前提に、つまりここで存続あるいは廃止する、廃止というか、解散するというか、そういったことも全て議論した中で存続させていくという判断をしましたので、その存続に当たってはどのような手だてが牛久市からは得られるのかという選択の中で、議員がおっしゃったように、当然資金をどうするかという話ですけれども、増資あるいは貸付金、補助金等が考えられるわけでございますけれども、まず貸付金については牛久都市開発株式会社でも貸付金を行いましたけれども、その際には担保物件があったということです、やれたと認識しております。牛久シャトー株式会社の場合は、残念ながら担保に値する物件がないということで貸付けというのはできない。増資によるものというのは、総務省が示します指針の中では、資金調達に関する損失補填というものに関しましては、今補助金等で検討すべきである、あるいは長期の貸付けということで検討するということの指針が示されている中で、増資というのはこの中から除かれたということで、先ほど申しましたように、その指針にのっとりすると貸付けが担保がないのでできない。今回に至っては補助金ということでの対応ということで、今回の追加の補正ということになりました。存続するという前提に立ったということでの、今までの牛久市としては追加の財政支援を行わないという方針を転換したわけでございます。

それと、御質問にありました10%のシャトーの役員及び職員の人件費のカットというのはどこが行ったのかという御質問ですが、これはシャトー側が自発的に経費の抑制策として実施したものでありまして、市から特に提案をして始めたものではないということでございます。

それと、金融機関での借入れに関して断られたということでのその査定内容ですが、これに関しましては詳細な報告は受けておりませんので、お答えすることはできませんが、やはり市での貸付けと同じように、融資に係る担保という資産がないということから実現に至らなかったものとは伺っております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 御答弁いただきまして、また何点か確認します。まず、給与カットの部分なんですけれども、これはうちの会派から、みんなが不安視しているところでぜひ聞いてほしいという話だったので出したんですけれども、一番最初にこれが行政指導じゃなくて

よかったなと思うんですけれども、会社側から申し出たということで、ただここに働く人たちの感情とか待遇、職場環境というものがあまして、そういうものに関して、じゃあ、その人たちが何か悪いことしたのかという意見があります。それについてどう思うかという質問はしませんけれども、ぜひ聞いておいていただきたいなと思います。結局、働いている人たちは経営に関して、何が言いたいかというと、関係ねえっすよ。一生懸命やっていると思うんですね。

この中で、当初予定だと設立のときに3年間赤字見込み、今回5年に延びているわけですね。コロナ禍の影響、それは重々分かっています。それだけじゃないと思うんですけれども、そういうことを考えていくと、一通り経営判断というか、経営指針を示す中で経営者のそういう部分を御指摘しなきゃいけないなとやはり思うわけでありますよ。もっと言うと、補正予算が上がっているのだからこういうことがいいとか悪いとかを、この一般質問の中で私は言う気もないし、言えないと思いますけれども、いろんな情報を拾い上げていくと、答弁になかったと思うんですけれども、資金繰りの中で断られたというけれども、可能性があった銀行もあったと聞きます。その辺、御答弁されなかったんですけれども、それは何か意図があったんでしょうか。質問していますよ。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 答弁漏れでございます。

市中銀行である金融機関からは、先ほど申し上げましたように担保物件がないという理由で断られたとは、こちらに報告が上がっていますがけれども、それ以外にも政府系金融機関に関しまして融資の申込みというか、相談には行っております。牛久シャトー株式会社がですね。その際に、可能性は見られたんですけれども、最終的にはまだ保留の状態ではございますけれども、そこでも保証という内容での担保等が必要になったと聞いておりますけれども、これに関しては現在保留中であると伺っております。

ただ、そのときに、その後、それに対して検討しているかということ、現在それに関しては今牛久シャトー株式会社内部では検討しているかとは思いますが、市には実際には検討内容の報告は入ってきていない状態です。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 ごめんなさい。再度確認です。政府系金融機関の融資は可能性があったということですよね。私がちょっと聞き取れなかったんですけれども。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 実際には、政府系金融機関においては可能性があったと捉えております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 可能性があったんですよね。何で駄目だったんですか、もう1回聞いていいですか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 繰り返しになりますけれども、政府系金融機関からも融資における保証ということでの話があったと聞いていまして、それに関して保留を、それに関しての保証が、今個人での保証等も含めての話になりますので、それに関しては保留をしているという状況でございます。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 今の話ですと、保証が必要だったということですよ。保証は個人保証になるので、第三セクターの性質を持っているから請け負わせることができないという認識でよろしいですか。一応聞きます。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 自治体、牛久市で保証するという可能性もあった、そういう考え、もしかすると議員の中では質問の中に含まれているとしたら、それにつきましては総務省が示す指針の中では、自治体が行うべきではなく他の手段、方法を検討すべきであるという指針があるので、政府系金融機関に対しての保証は市では受けられない、やれないということで、そうなりますと、牛久シャット株式会社社長個人とか、そういう話になってしまうので、それに関しては保留をしている、社長もそれは踏ん切れないということの意味もあると思うんですけども、そういうことでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 私は企業経営者が連帯保証等を取って融資を受けるというのは、当たり前のことといたしますか、中小、零細はいっぱいやっていますよね。ただ、今回は第三セクターということで、保証を個人に負わせることができないというのは理解しましたし、していました。

でも、今言葉の中で追うと、個人でなくていいと思うんですよ。市がやる可能性もあったとおっしゃいましたよね。国が総務省の示す指針の中で、行うべきでないと答弁しましたけれども、行ってもよかったんじゃないですか。補助金と借入れ、だって6月の答弁で吉田部長、私の質問にちゃんと答えていますよ、申し訳ないですけども、関与しないし、自己資金で調達して運営していくことを指導するって言っていますよね。だから、借入れと補助金って全然名目違うと思うんですよ。だから、行うべきじゃなければ、担保っていう問題もあるかもしれませんが、行ってもよかったんじゃないかなと思いますけれども、その辺はどう考えますか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 行うべきではない、また他の手段による方法を検討すべきであるというのは、政府系金融機関からの要求された保証に対して、牛久市がその保証をするということはずべきではないという指針であるということでございます。牛久市としましては、先ほど答弁の中には入れていませんで申し訳ないんですけども、それ以外にもその他民間企業からの出資やあるいは提携等も模索しながら、いろいろと動いたわけでございますけれども、やはりコロナ禍における料飲業等の厳しさというのもあって、なかなかそれは一緒にやっっているあるいは出資しているという他の事業者、民間の事業者は見つからなかったというのもございます。

そういった中で、シャトーを存続させていくにはどうしたらいいかということを検討した中で、補助金という形での援助というのがベストであると判断したわけでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 御答弁ありがとうございます。牛久シャトーを存続していくという前提の会話の御確認をさせていただきました。何て言えがいいんでしょうか。僕、旅行業やっていますよ。それで、もう2年ですよ、2年間、もちろん社名は出せないですけども、倒産した人も、同業他社もいるし、何ていうのかな、借入れをして2年後に返済が始まる、そのために異業種やったりとか、別に旅行に限らずほかの業種でも、飲食店もそうですよね。人流を止められている産業に関しては、自分の仕事を捨てて日々を稼ぐための違う仕事の選択している人間もいます。

そういったときに、こういう話をさせていただく場じゃないと思うんですけども、何か今回の補助金といったものに関して引っかかるんですよ。性質が違うんじゃないかと思うんです。いろいろ方策を模索して、冒頭に申し上げましたけれども、牛久シャトーの存続をやめろっていうわけじゃないです。まちの繁栄、観光事業、ほかの同僚議員も言っていますけれども、全然いい話だと思うんです。それが前提でこの通告を提案させていただきたいと思って、お金の流れを全体を一本化して、性質が違うのはよく分かっています。牛久の市の本会計とは別の流れで商売やるんだらうという認識で僕は思っていたんですけども、利益を生み出してよりよいまちづくりに健闘していただければいいなと思っていました。

中で、補正予算、通告の後に出てきたので、ちょっと質問の趣旨が変わっちゃったんですけども。それは一言申し上げて、今回各議員さんが、上程されていますから判断すると思うんですけども、一番忘れてはいけないのはやはり市民の皆さんから預かっている貴重な税金であるという出資だということじゃないかなと申し上げて、話まともませんけれども、シャトーの存続があるという前提で次の質問に移らせていただきます。

次に、観光協会を法人化し活用していこうという考えを、質問させていただきます。今のお話ですが、当然ながら牛久シャトーという観光資産の経営存続があつてのお話であることでお聞きします。それではまず牛久市観光協会がこれまでどのような活動をされていたかお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 現在の牛久市観光協会の運営形態ですが、商工観光課職員が観光協会の業務を兼務する形で運営に当たっています。業務内容としましては、牛久市のうまいもんどころやお土産、お勧めの散策ルートなどを紹介する観光ガイドブック「牛久日和」の発行、映画やテレビ番組の撮影場所を紹介するフィルムコミッション事業、市内観光巡りの実施、かっぱ祭りやW a iワイまつり、ブリアントヴィルうしくなど各種イベントへの参加や協力、後援に加え、昨年度からは、物産館を兼ねた観光案内所いばらき自慢の運営などを行っております。観光協会の現在の会員数は133者となっています。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 133者ということで、多くの加盟業者さんがいらっしゃるということで、ありがとうございます。

続きまして、市内の特に牛久シャトーの観光客の実情並びにツアーの造成等をお伺いしたいと思います。今後、アフターコロナやG o T oトラベルの再開などで期待感もある中で、新たな変異株の脅威が出てきております。でも、観光産業はやはり、人の日常から離れて、違った空間を生み出す、求められている産業であると思います。そこに大きく期待し、改めてどのような御計画をしているのか具体案をお聞かせいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 現在、牛久市を訪れる観光客でございますが、二大観光地である牛久シャトーと牛久大仏を見ると、令和3年度の上半期では前年度8,200人に対し、今年度8,350人と18%の微増にとどまっております。大仏におきましても、前年度9万4,560人に対し、今年度は16万2,711人と、72%の増加となっております。このとおり回復の兆しは見られますが、コロナ前と比較するとまだまだ厳しい状況が続いていると言えます。

牛久市を訪れる観光客の客層を見ますと、観光客動態調査を実施している牛久シャトーの過去1年のデータにおきましては、男女比は女性がごく僅かでございますけれども多いもののほぼ同数で、年代別では20歳代が最も少なく、また50代以上の方が全観光客の半数を占めています。また、牛久大仏の観光客のデータでは、男女比、年代別は不明ですが、外国人観光客、いわゆるインバウンドの比較を見ると、平成30年度の8.9%、令和元年度の7.8%に対し、コロナ禍が影響した令和2年度は4.7%と減少しており、観光客にしては70%の大幅

減となっています。

観光客の牛久市内での流れ、回遊ルートについては把握しておりませんが、感染症拡大の第5波を乗り越え、内服薬の開発等も進む中、油断することなく感染予防対策を継続しなければならぬ状況になっております。ウィズコロナへ向けて機運は高まりを見せていますが、牛久シャトーにおいては、11月20日に牛久シャトーガーデンマルシェ、11月21日にはシャトーライブなども行われ、両日とも市内外多くの方々が参加されました。コロナ禍においても、緊急事態宣言中には制限されておりました地方でのテレビ撮影も徐々に動き出して見られ、今期日本テレビ系ドラマの撮影や、バラエティー番組系、また多くの撮影の場所に牛久シャトーが選ばれております。さらに、11月27日は、山梨県甲州市において、日本遺産に対するイベントとして記念講演、シンポジウムが開催され、現職の大臣をはじめ、国会議員、文化庁参事官などが出席され、俳優の辰巳琢郎氏による「日本ワインの可能性」と題した講演とシンポジウムが、多くの市民出席の下、開催されております。辰巳氏は、今回のイベントに先立って事前に牛久シャトーを訪問されており、その際には、明治期から残る牛久シャトーの建築物や、その優雅さに感嘆され、来年初夏での販売を予定している牛久シャトーの醸造ワインへの期待も語られておりました。

ワイン醸造に対するブドウの栽培では、農芸学院での取組が着実に進められており、さらに今後は、おくの義務教育学校でのブドウの栽培も検討をし、さらに牛久市のワインの広がりを探求しております。令和2年3月に、議員の皆様の御提案されました乾杯条例は、コロナ禍の影響によりワイン乾杯は実現されておませんが、牛久シャトーで醸造されるワインの完成度をもって、ぜひともワインで乾杯を実現したいと思っております。

観光商品の開発につきましては、牛久シャトーが日本遺産に認定されたことに伴い組織したワイン文化日本遺産協会とクラブツーリズム株式会社の共同企画である「楽しく学び、正しく知る！日本ワイン一日学校の旅」を実証事業として、12月3日から1月22日までに5回、実施を予定しております。その結果に基づいて課題を抽出し、新たな旅行商品の開発につながることを期待しています。観光協会が主体となった旅行商品の開発についても、さきに述べました実証実験の結果に基づきまして、旅行会社と連携を図りながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 具体的な事業計画の御説明をありがとうございます。気になることを何点か再質問させていただきます。

まず、御答弁にありました回遊ルートの、市内の観光地の回遊ルートにおいては把握していない。そこに観光産業の実態において現実があるんじゃないかなと、私は今お聞きしております。

した。というのは、牛久シャトー自体の立ち位置を鑑みると、基本コンセプトが何であるのか。この辺を明確にされたほうがいいのではないかなと、御質問ではなく御提案します。

まず、市民対象向けのレストラン事業や憩いの場であるのか。として位置づけるのか。それか、誘客や集客を市外のお客様をターゲットとして観光地として営業行為を行っていくのか。この辺の基本理念をまず聞きたいなと。それが一つでございます。当然、両方であるのがベストなのは承知でありますけれども、お聞きしたいなと思います。それはシャトーの話をされるときに、聞いたときに、商工観光課の所管事項であることと、教育委員会の所管事項であることがしょっちゅうあるんですよ。文化遺産であるのはよく分かっているんですけども、この質問、大項目で今回第三セクターの経営ということで取り上げさせていただいているので、そういうところを加味すると、どっちなのかなと。まずお聞きしたいです。

観光産業として活用していくに知恵を出していかなければならないと思います。例えばですけども、島根県石見銀山、御存じですかね。龍源寺間歩と大久保間歩という世界遺産があるんですけども、大した距離、町から離れた町なんですけれども、そこに観光バスを寄せて、何ていうんでしょう、資料館みたいところに大型バスが止まるんですよ。町が狭いものですから、牛久で言えばかっぱ号クラスのサイズのバスに乗り換えて、その町なかを周遊して観光地に向かって、間歩、洞窟、銀鉱なんですけれども、銀炭鉱に行くんですけども、そういう取組を観光協会とかコンベンションだったりでやっているという現実を、観光産業として取り組んでいるところもあります。

私、ちょっと思ったんですけども、そういったことをやっていいんじゃないかと思うんですよ。牛久シャトー、駐車場あれだけあるんですから、旅行会社とタイアップするというのであれば、観光バスをそこに寄せてバスを乗り換えて、商品を作ったものを、牛久市ないしはその委託団体が売っていただくという商売やっていっていいと思いますよ。ぜひ、やっていただきたいと思います。

質問は、観光産業の事業所でやっていくのか、ということと、あと御答弁の中にクラブツーリズムってありました。ちょっと気になったんですよ。楽しく学べる、おっしゃっていましたが、これがどういうツアーをやっているのか。これは中身の確認なので教えていただければと思います。

何度もの話になりますけれども、連携等は大いに図るべきだと考えますし、売ってもらうことも大事なんですけれども、役回りなんですよ。牛久市が団体を持って委託なり実施して販売するときに、売ってもらうではなくて売っていく、買ってもらう、そういうシステムをつくっていくべきだと思うんですけども、先ほど石見銀山の話をしましたけれども、テークアウト、そう、テークアウトもそうです。せっかくコロナでテークアウト産業、飲食店、考えてあ

れだけ盛り上がったんですから、例えばバスが来て、その辺にテークアウトの食事を頼んでおいて、ほかの議員さんもお話しされていましたが、城中地区の観光のオプションツアーとか大仏行きのツアーとかつくって、戻ってきたときにはシャトーで昼食を取れるとか、そういう商品を、それでお土産を買っていってもら、滞在してもらえるように、そういう商品をつくるお考えというか、そういう委託団体とか、そういう仕組みをつくるお考えはあるかの2点伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 ここ1年余にわたる時期では、牛久シャトーでは全ていろんな人を集めることができない。それにおいても人数、定員が半分しか取れない。間においてもまだまだ消費が改善中ということの模索でございました。その中で、どのようにしてこれからの先を見据えていくかということを私、行政側と会社側と色々な話をしたのも事実でございます。

その中で、僕らもいろいろ提案しました。例えば、さっき甲斐議員からもいろいろ提案がございました。そういうことも入れながらこれからどうしていかなければならない、今までと同じことやっていても絶対失敗するよという話を、バイキングのやり方、そしてレストランでもたまにはバイキング料理とか、そういうことも入れましょう、それから周遊するには牛久でレンタカーを借りて牛久沼、大仏さん、それから最後にシャトーで車降りてもらって、飲食して歩いて帰るというか、飲食店はありませんから、様々そういうことございます。ただ、それが具現化する時期がなかった。これからいろんな具現化したいという、これは若い職員もいろいろ私に提案してくれたし、そしていろんなことしながら、とにかくどうするかということをやまだいろいろ2年間、1年余、話ししてまいりました。それが具現化できる、したいなとも私も思っていますし、それがこの牛久にとっての大きな財産になるのかなと思っています。

また、さっきも御指摘いただきましたように、難しい文化遺産でもありながら観光施設でもあるということで、そういうこと私は前々から思っていたんです。というのは、一つのそういうもの、市ではやっていても、牛久の職員は事務的なことは得意なんです、ただそれから一歩出た営業的な、要するに何ていいますか、経営するだけの能力は持っていません。ですから、一応会社はありますけれども、僕はもともと何ていいますか、横断的ないろいろな考えできる、行動できるという組織が、私はありまして、先ほどもありました法人化、例えば僕はどこで、何ですか、歴史的、文化と観光を分けるというのは意図はございません。それも全て縦断的なものもございます。ですから、そこを一緒にした、私はスポーツにしても芸術、文化にしても観光産業にしても、同じような1つの法人でやっていけば、いろんなことの話合い、この文化についても例えば今予定しているのは、2月に予定しているんですけれども、2月5日、6日にイベントを考えていました。そのときも鹿島アントラーズ、それから茨城ロボッツかな、バ

スケートボール、そしていろんなものの、そういうことをやりながら、ここでありながらスポーツもあり、何でもありという話を、もしよかったら笠間の笠間焼とか、そういうものをいろんな複合的に考えていく。一つの概念じゃなく、いろんなものをつけよう。それじゃなくて今からは、私は観光にしても何でもできないんじゃないかなということで、分けるんじゃないく、例えば今笠間ですか、観光協会、文化協会、法人、公社で、あそこは今いろんな美術館もありますし、菊まつり、いろんな産業、笠間焼もあるし、栗で有名。あと、道の駅ですか、そういうのを複合してそういう公社でやっている。これは僕はすごくすばらしい、要するに横断的な、自立して利益を追求した、経営を追求したものをやりながらなおかつそこで行政的なもの、観光的なもの、行政的な、例えば住井さんみたいなところはもうける地力はありませんけれども、そういう文化、歴史も一緒に入れて、それがそういうものでやっていく、私は組織はこれから絶対必要だと思う。例えば、牛久市の地にプロスポーツの、施設を持ってこようと思ったらそのくらいのことをやらないと、相手は見えてくれません。あるスポーツ、このスポーツじゃなくて、そういうことをいろいろやっていかないと、牛久においては、昨日も言ったように工業団地がなかなか先が見えない。だったら、違う方面でのそういう牛久の持っている資材をどういうふうにして、そして誘致しながら、町の活性をしながら、牛久の持っている観光財産、そういうものをどういうふうにして助長していくか。これは絶対牛久にとって課題だと私は思っています。その一助にそういう法人化をつくりながら、そういう人はいろんなそういう感覚を持ちながらやっていかなければ、これはもうどうにも先がないんじゃないか、人口増にもならないんじゃないかなという気がいたします。私からは以上です。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 私からは、ワイン文化日本遺産協議会とクラブツーリズムの合同企画について御説明をいたします。

この企画は体験コンテンツの課題抽出を目的にしたモニターツアーでございます。本日から5回、ツアーを予定しております。ツアー内容は、午前中は日本遺産牛久ワイン140年史や牛久シャトーについての座学を行い、牛久シャトーレストランで地産素材のコースランチとワインを楽しんでいただき、昼食後、牛久シャトーの畑でフィールドワークを行い、シャトーカミヤ旧醸造所施設を見学するという内容になっております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。御説明をいただきました。もう1回聞いてもいいですかね。

今のクラブツーリズムの話なんですけれども、まず、これは先ほど申し上げた牛久シャトーが企画をつくって、クラブツーリズムに売り込んだ話なのか。それとも、こういうふうやり

ますけれども、御協力いただけませんかといいただいた話なのかお聞かせいただきたいと思います。

今、市長の御答弁の中、御意見なのかちょっとあれですけれども、いろいろお話しいただいて、取組をやっていく覚悟はお聞きました。キーワードの中で笠間市のお話をされていました。これ、最後に私聞こうと思っていたんですけれども、笠間市って近郊の先進事例の観光協会の法人化の中で、恐らく成功事例だと私、思っているんですよね。収益を上げている団体になっているんじゃないかなと思うんです。それはこのいい話だと思うので、それが牛久市の執行部の中で、観光協会の笠間市の事例を把握しているのかどうか。その辺、先になっちゃうんですけれども、お聞きしてもいいでしょうか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 最初のクラブツーリズムの話なんですけれども、こちらはこれの質問というのはシャトーと、これの質問もう一度よろしいでしょうか。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 ごめんなさい、これは通告していなかったですね。ツーリズムの中の商品に入っているっていうのが、シャトー株式会社からの企画提案だったのか。それとも、クラブツーリズムが牛久シャトーの観光資産を使いたいの、何かありますかと持ちかけられた話なのかということをお聞きしたいということです。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 すみません、お答えいたします。

こちらはワイン文化協会とクラブツーリズムでの委託事業でございまして、牛久シャトーの活用策といたしまして、協議の中で決まったものでございます。

それと、笠間観光協会のお話なんです、笠間市の観光協会は先ほど市長の答弁にございましたとおり、一般社団法人笠間観光協会という法人組織で運営に当たっています。令和3年度会計を見ますと、経常収益を2億700万円計上しておりまして、うち事業収益として1億6,000万円計上しております。主な事業内容といたしましては、先ほどの市長の答弁と重なる部分あるんですけれども、つつじまつり、菊まつり、陶炎祭（ひまつり）などのイベント実施や着地型の旅行事業、観光物産販売事業ですとか、あたご天狗の森公園、つつじ公園の施設管理事業などを行っていることを承知をしております。以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 笠間市においてもそのような事業をしていますけれども、たしか台湾にもそういう観光の営業所、出張所になるのかな、出しています。結局それが不振で、数年で撤退したという話を聞いています。ですから、いざやってみると、私たち思うほどできないことも

ございます。そしてまた先ほど、クラブツーリズムが、これははっきり言って私が一緒に土産物というか、そういう土産を企画しようということで実際シャトーに高橋市長と山口市長がお越しいただいて、それで3市の茨城県の日本遺産ということでつくろうという話になった。それは2年前やりました。そういうこともしながら、あとは鷗松亭に泊まって周遊する茨城日本遺産の、そういうツーリズムみたいなものをつくろうという話をしました。ですから、いかようにも今からどのようにも活用していくかというのが、ただコロナのせいにしたくないんですけれども、それが全て頓挫している状態。

ただ、今それが3,000円、1万円の3市でつくった、要するに例えば牛久だったら牛久ワイン、梅酒、その間に飲む器を笠間焼で作って、そういうものをつくろうという話をしていますし、あとビール、この前、まだ話していないかな、茨城県から茨城県の全県にわたる何ていいますか、ビールの返礼品、要するにふるさと納税の、茨城県からそういう打診がありまして、牛久ではビールを出そうということで今出していて、それが茨城県、なれば今度茨城県の町で、どこでもこのビールを売ることができるという組織にしようということで、認可されれば、これは大変な事業かなと思っています。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。頑張っていきましょう。いいと思います。

先に、笠間の事例を御答弁いただきました。お話しされていましたよね。イベントや施設管理の収益。もう一つありました。着地型の旅行です。これが法人化に向けて、御自身で御答弁されたように、着地型の旅行って商品なんですよ。それを、恐らく笠間さんは観光協会で行っているということなんですよ。そこが言いたかったんですよ。

これ、シャトーという貴重な財産ある中で、観光協会、法人化して旅行業務、1種、2種、3種ってあるんですけれども、募集ツアーを募れる免許ってあるんです。それ、2種なんですよ。それを取れとは言いませんけれども、委託でもいいんですけれども、その辺語弊生まれちゃうので言いませんが、そういう着地型の旅行商品をして牛久を観光と取り組むのであれば、やっていくということを御提案したかったなと思います。これは御答弁不要です。これは今後検討してください。

次の質問に行かせていただきます。クラウドファンディングの受皿についてということの科目なんですけれども、市長が今結構お話しいただいたんですけれども、牛久シャトーに絡んでしまうんですけれども、法人化した観光協会が発信してクラウドファンディングを行って、その返礼商品が、今シャトーがやったというのは聞いているんですけれども、ほとんど牛久シャトーの商品でしたよね。ですから、牛久市の商品をラインナップをそろえて、クラウドファンディングしていただいてはどうかと。かつそれをファンドの部分と寄附金の部分と別々の行

為を募って、例えば寄附金でしたら牛久シャトーの、今だったら株式会社ですね。そちらに寄附する、商品はこういうラインナップがありますという形で、やっていただいてはどうかと思います。

それに関しては、今後、ふるさと納税もやっているじゃないですか、国のほう。そっちの返礼品の商品開発とも連動して考えていく話だと思うんですよ。商工観光課の皆さんと、今担当されている課といろいろ御検討していただいて、こういう考え方があるという私の提案ですが、その辺はどうお考えになるか御質問いたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 クラウドファンディングは、資金確保の有効な手段の一つであると認識をしております。御提案の観光協会がクラウドファンディングにより資金を確保し、牛久シャトーに寄附をするということは現在考えておりませんが、ふるさと納税制度を活用した牛久シャトーの支援策といたしまして、現在、茨城県及び県内全市町村の共通返礼品といたしまして、牛久シャトーのビールを推薦することを検討しております。共通返礼品として認められれば、常陸牛と同様に、県内全ての自治体において牛久シャトーのビールを取り扱うことが可能となるため、大変大きな販路を得られるだけではなく、全国に出荷するビールの数が増えることで、牛久シャトーの認知度向上にもつながっていくと考えます。牛久市の大切な地場産品を開放することは苦渋の決断ではございますが、牛久シャトーの経営を安定させ、全国の皆様から愛されるシャトーとなるよう支援してまいりたいと考えております。

一方、自治体がふるさと納税制度を活用してクラウドファンディングを行うといった場合、新たな仕組みを構築する手間を省けるとともに、寄附した方が税金の控除を受けられるという点では、非常に有効なものと考えます。クラウドファンディングの活用に際しては、課題を整理しながら検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 有効な事業として検討を進めていくという答弁をいただきましたので、ぜひ前向きに有効に検討していただきたいと思います。1点だけちょっと気になったのだけ申し上げますと、牛久シャトーへ寄附するということは考えておりませんと、一番最初の答弁で、やったらいいじゃないですか、そんなもの。今回、お金の話しているんですよ、最初に。2,000万円と、通れば次の5,000万円、だったら、牛久シャトーの存続を望む市民の皆さんの声はいっぱい上がっているわけですから、全然クラウドファンディングやっていいと思いますよ。受入れ母体がシャトー単独じゃなくてほかの事業と連携して、今回御提案申し上げている、僕の場合は観光協会なんですけれども、こちらとやってみてはどうかと思います。これもすみません、今即答できる話じゃないと思いますので、答弁は不要です。

最後の御質問をさせていただきます。これまで同僚議員も含め何度も出ているお話でありますけれども、キャッシュレスカードの市内の導入についてお尋ねしたいと思います。今日、下の階でハートフルクーポンを買いに行ったら、もう売り切れているということでしたので、やっぱりお得を求めるお買物というのは、市民の皆さんはありがたい話でやっているんだと思っています。

キャッシュレスカードのメリットというのは、私以前の一般質問で、例えば大手さんのキャッシュレスとかクレジット決済のキャッシュレスでなくて、自治体が発行する非接触型というんですか、チャージ型のキャッシュレスカードを提案したい、お聞きしたいと思っています。導入の意思ですね。これまでのコロナ禍の中で、現金を触るのが嫌だとか、いろいろウイルスに対しての意識が高まっている中で、いろんな同僚議員が申すのも含め、言っている中で、ぜひ導入していただきたい部分であります。当然、地域住民の皆さんにもメリットはあります。先ほどのハートフルのプレミアム分をカードのほうに転用すればいいし、1万円の購入をできないとか、子供とかもそうですよね。なかなか難しいというのに、1,000円からチャージできるというメリットがあれば、やはりそれ使いますよ。

そういうのを何度か申し上げているんだけど検討の範疇で、あまり前向きじゃないんですけれども、今回それに付け加えてお話ししたいのが観光という部分で話をさせていただいているので、観光客が誘客の対象となり得るメリットがあると考えております。また、その販売店においても、売りさばきにおける利益が御提案の団体の、ともに収益につながると考えられます。御自身の希望金額のチャージができますし、市長も御答弁いただいていますけれども、お土産購入といったものにも充当できます。我々が視察に行った先では、実際一緒に行った議員が買ったんですけれども、お金が余りました。そうすると、それは丸々自治体の利益です。そういう、ちょっとこすい話になっちゃうんですけれども、そういうこともありますよ。だから、現金を落とさない分、ちょっとずつでもそういう収益を上げる施策というのは、前向きに取り組んでいっていいんじゃないかなと、最近私は常にそう思っていますよ。

コスト面で御心配されている答弁を以前いただいております。今は国の地方創生助成金の活用ができると思うんです。ただ、これにちょっと質問としてお聞きしたいのは、さらには県の補助や支援があるとしたら執行部の皆さんはどう判断いたしますかということを御質問させていただきます。以上2点の質問です。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 キャッシュレス化につきましては、これまでも何度か御質問いただきまして、即時導入は難しいものの、国が推奨する施策でございますし、コロナ禍における新しい生活様式に対応するため検討してまいりますとの答弁をさせていただ

いております。

商工観光課では、この半年間キャッシュレス化について情報収集に努めてまいりました。キャッシュレスのシステムについては6社の担当者から説明を受け、先進事例である神栖市を訪問し、実情も伺ってきております。神栖市では、今年度、地域ポイントカード事業に約4,100万円を予算計上し、ポイント会を決済機関としてICカードシステムを導入したそうです。ポイント付与は加盟店での買物だけでなく、行政区への加入や市民講座への参加、歴史民俗資料館の利用なども対象となります。しかし、加盟店が67店舗と少なく、大型店が入っていないため、カードを活用する動きは残念ながらあまり見られないとのことでした。

令和2年第1回定例会で甲斐議員から御紹介がありましたほ・ろ・かカードですが、人口7,000人だった広島県の東城町が市町村合併により庄原市となったことで、今年3月にいざなみカード、愛称な・み・かカードという新しい名前で全市に拡大されました。新聞によりますと、同市は国の地方創生臨時交付金を活用して、カードを作ると1万円の補助をつけたために、住民のおよそ9割が保有しているとのこと。今後の課題としては、旧東城町以外でどれだけ普及できるかが鍵であると記事には書いてございました。

以上のことから、消費者にとってはメリットの大きさがキャッシュレスシステム活用の後押しになるのではないかと考えます。システム導入に当たっては、先ほどコスト面のお話も出ていましたけれども、大きなコストが必要となるほか、消費者だけでなく事業者も操作を理解し、使いこなさなくてはなりません。そのためにも、どのような決済体制にするのか、どの会社のシステムを導入するのか、どのくらいコストをかけられるのかを慎重に検討し、将来的には当市のデジタルトランスフォーメーションの推進につなげられるよう市として考えてまいります。

また、国や県の支援があった場合ということなんですけれども、当然導入には大きなコストがかかることですので、導入の大きな後押しになると考えます。当然、必要性は認めておりますので、前向きに捉えておりますので、慎重な検討を重ねていきたいと思っております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 前向きな御答弁をいただきました。先進事例の視察を取り上げていただいたり、ほ・ろ・かカードが今発展途上中ということで、広がりを見せているのは私も把握していました。すごいですよね。商工会から発信して行政まで行っちゃうようなカードなんですけれども、高齢者が多い町なんですよ。自治体の安否確認等といったメリットもすぐつけていられるということで、住民メリットはあるということですね。ただ、今回は観光客に向けたそういうカードの発信できないかという話なんですけれども、それは残念ながらできません。両方できるんですよ。観光客用の上限つきのやつもありますし、あそこは観光施設、滝がある町なんですよ。観光客が定期的に来るので、そういう人たち向けに売っています。

牛久市観光協会が法人化された後に、そういったカード販売をして収益を上げる、全然いい話だと思います。ぜひやってください。いつまでもとはお聞きしませんので、前向きにお願いいたします。

以上、このように御提案申し上げてきたんですが、話、まとまりません。一番最初にも申し上げたんですけども、通告のときと上程の順番が私の中では逆になってしまいまして、通告が先になっちゃったので、質問内容もあやふやな部分だったり、本当は提案で終わらせたかったんですけども、御指摘もしなきゃいけなくなってしまいました。第三セクターの経営改善を図ることは必定であります。様々な可能性の必要性や有効性を検討していただきながら、今回は牛久シャトー株式会社の話が中心になってしまいましたけれども、シャトーの観光産業の中でも今言ったクラウドファンディングだったり、キャッシュレスカードだったり、ツアーの模索であったり、構築であったりというそれだけでも、ちょっと考えただけでもこれだけあるんです。それを誰がやるかなんです。そこは本当に真剣に考えてほしい。これ、2年もたたないでこんな話、したくない。やはり、経営指導に当たる執行部の皆さんに言うしかないんですけども、私は協力、提案はしますし、ぜひ改善されるような、今回私は3セクターの統一を図って、合理化と健全化を話ささせていただいたつもりです。たまたまシャトーの部分になってしまいましたけれども、多くが、と思います。

以前、副市長おっしゃってまいりましたよね。投資には回収、当然ですと、私聞いていましたよ、やっていきましょう。まさにそのとおりでと思いますので、ぜひその方向性をきちんと進めていただいて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。以上です。

○杉森弘之 議長 以上で、9番甲斐徳之助議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は14時30分といたします。

午後2時23分休憩

午後2時32分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 市民クラブの須藤京子でございます。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

初めの質問は、住井すゑ文学館を生かしたまちづくりについてであります。11月3日住井

すゑ文学館がオープンしました。記念式典には住井すゑ氏の御長男犬田 章さんや御家族の方々が出席され、式典後、展示棟に再現された書斎などを見学されました。翌日の茨城新聞には、展示棟を見て当時に思いをはせた章さんが、使っていた万年筆は摩耗してペン先が割れていた、それを糸で絡めて直して使っていたと振り返り、そこまで書き込むくらい原稿を書いていた、まさに、原稿の虫だなと思ったと、懐かしそうに話したとの記事が掲載されました。

私も式典に参加いたしましたが、小春日和の暖かな日差しが降り注ぐ中、木々の間からきらめく牛久沼を眺めながら、新たな命が吹き込まれた文学館のオープンをことほぐ機会に恵まれたことに感謝した次第であります。

今回の一般質問は、オープン間もない住井すゑ文学館のことではありますが、文学館が、愛読者の聖地としてだけではなく、多くの市民の方々に知っていただき、また近隣の小川芋銭記念館の雲魚亭や牛久城跡など牛久沼畔、牛久沼のほとりの景観を含めた新たな魅力発信の場となることを願って質問する次第であります。

それでは、まず住井すゑ文学館の取組について1点目。文学館開館までの取組について伺います。開館に向けた取組は、平成30年に住井すゑ氏の御遺族から土地と建物が寄贈されたことから始まったと思いますが、母屋、書斎、抱樸舎などの建物や敷地の整備、また残された資料や備品等の整理、展示や公開方法などについて、どのような方針で整備が進められたのかを伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 住井すゑ文学館開館までの取組につきましては、平成30年1月に住井すゑの御遺族から、文学館として整備、活用するために土地、建物が寄附された際に、なるべく建物の外観を残してほしいという御遺族の御要望を踏まえた上で、牛久沼や周辺の文化遺産を巡る拠点として、広く市民が活用できることを基本方針として計画いたしました。書斎のあった離れの建物は耐震補強を行い、本物の原稿や遺品など唯一無二の貴重な文学資料を展示する展示棟として改修いたしました。学習会等を行った教室である抱樸舎も耐震補強を行い、映像なども投影できる多目的ギャラリーといたしました。また、抱樸舎に隣接していた土蔵については、周辺を散策する地元の皆様に、どなたにも日常的に使っていただけるようなトイレに改修いたしました。作家と家族が生活していた住宅は、事務室及び収蔵スペースとしているため一般公開は行いませんが、住井すゑが来訪者と語り合ったり食事をしていた居間の部分を外側から見学可能とすることで、当時の生活の様子をうかがえるようにしました。さらに、敷地内は御遺族の意向もあり、家族らが植えた桜を残しつつも、敷地内の樹木の伐採を行うことで開放的な空間をつくり出すとともに、多目的にも活用できるように牛久沼を見下ろす眺望を確保いたしました。

なお、整備に当たりましては、東京藝術大学との協働による建築調査、東海大学との協働による資料調査を実施しまして、これらの研究成果を展示内容や図録作成に反映しております。以上でございます。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいま御答弁いただきましたけれども、文学館、このオープニングセレモニーでも大変皆さんがその景観を含めて当時に思いをはせたり、様々な立場でいろいろなおしゃべりの花が咲いていたというのを、私もあそこの抱樸舎などにも通った一人としても本当にうれしく、このリニューアル、今後に期待をしたいと思ったところであります。

ただ、今公開に当たって、今の御答弁の中では展示棟の見学について、今通常では入場料として100円、高校生以上の方は100円ということ、10人以上の団体は50円という設定がなされたということについて言及されていなかったんですが、11月の間は無料だったということで来館者数1,400人を超えたという同僚議員の御答弁の中にもありましたが、有料になった経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 住井すゑ文学館には、作家住井すゑが愛用した万年筆や直筆の原稿など貴重な文学資料が保存、展示されております。そのため、この施設に対して後世に継承すべき市民と地域の貴重な財産であるとの認識と愛着の醸成のために、あえて有料とさせていただきます。

市内外から文学館に来てくださる来館者の皆様に対しましても、こういった共通認識を持っていただくことで、この文学館をいつまでも大切に思い、扱っていただくための方策でもあります。

入館料の設定に際しましては、先ほど牛久の場合100円という設定になっておりますが、古河文学館の200円という例や、つくばみらい市の市立間宮林蔵記念館が100円という例がございます。県内で同規模の類似有料施設の料金を参考としながら、郷土の偉人の功績をたくさんの方に知っていただくことを最終目的として高額でない金額を考察した結果、敷地内や抱樸舎は無料、さらに貴重な資料が展示されている展示棟のみワンコインの100円とさせていただきます。なお、これらの入館料は文学館施設の維持管理費の一部に充て、持続的に管理、公開できるよう役立ててまいります。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいまの御答弁で、見学については無料が一番いいということではないと私も思っております。何の目的でそこに訪れたのか、そのことを知っていただくという意味でも、その一端を自分たち見学者が担っているんだという意味づけができれば、これ

は有用なことだと思っております。その際は、やはり展示をどういうふうに見せていくか。これは次の質問に重なりますので、そちらのほうでもお伺いしていきたいと思いますが、この文学館をよりよいものにしていくための一つとして有料化ができたのだと理解をいたしました。

それでは、次に文学館が目指すもの、文学館の目的とその取組について質問をいたします。広報うしく 1 1 月 1 日号では、住井すゑ文学館いよいよ待望のオープンと題し、巻頭 3 ページにわたって、文学館の様々な写真とともに郷土の偉人の功績を後世に継承し、周辺の文化遺産を活用した新たな観光拠点にとの見出しで文学館が紹介されております。

ここにその広報 1 1 月 1 日号がありますが、巻頭 1 ページを開くと住井すゑ文学館の写真が様々な角度で撮られておりまして、きれいなレイアウトとともに、行ったことのある人間にとっては本当にまさにリニューアル、新しい文学館になったんだなということとともに、初めてこれを見る方には、自然が広がる中での文学館が分かるような写真がいっぱい掲載されていて、いいなと思いました。3 ページ目にはその周辺の散策ということで、その御紹介もあり、こんな形で広く広報で皆さんに知っていただくということの、それに見合う記事であり、そしてまたここには住井すゑ文学館のリーフレットがございまして、これは私見学したときに頂いたものですが、こういうものが後で振り返ってみたときに、皆さんに記憶として残るものになればと思っております。

今も申し上げましたが、私は 1 1 月半ばに改めてボランティアの仲間と共に文学館を訪れ、そして展示棟を見学してまいりました。仲間の中には牛久に居住しながら初めて城中を訪れたという方もおり、展示棟に一部再現された作家の書斎や窓から見える城中の自然、ビュースポットから見えるきらきら輝く牛久沼に感動していました。私は、こうした感動を見学者が何度来ても感じられるような文学館をつくっていくことが求められると思っております。そのためには、作家の残した数々の資料や未公開の日記などを活用し、作家の実像に迫る展示をどうつくっていくのか。公開学習会などが開かれていた抱樸舎をどう活用し、新たな文化拠点にしていくのか。そして、広く市民に知っていただくためにどういう情報発信をしていくのかなど、積極的に調査、研究していかなければならないと思っております。

また、将来的には見学者へのおもてなしの一つとして、景観を生かした活用法としてカフェの開設なども有効ではないかと考えるところであります。これは今お話しした仲間とこの文学館を訪れたときに、この景色を見ながらちょっと一息お茶をしたいという市民の一人の素朴な思いに共感したことで、質問の中に加えさせていただきました。こうした文学館の、今後何を目指していくのか、市としての御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 展示棟については、住井すゑに限らず、夫で農民文学者の犬田 卯、

次女でジャーナリスト・エッセイストの増田れい子、医師で俳人の平本くららなどの資料の展示替えを定期的に行っていくほか、住井すゑの生誕周年記念などの節目にイベントを行うなど、展示に限らず、様々な工夫しながら、リピーター獲得をしてみたいと考えております。抱樸舎は多目的ギャラリーとして、郷土の先人に関する資料などを無料で展示公開していく予定ですが、室内のモニターを活用して、市の観光情報や周辺の文化財、文化施設の紹介等を放映し、文学館を訪れた方が、周辺も併せて散策できるように案内していきたいと考えております。

また、情報発信に当たっては、市広報やホームページ、牛久コミュニティFMなど各媒体を最大限に活用するとともに、新聞など民間のメディアへの情報提供も頻繁に行い、市内外へ周知していく予定であります。住井すゑ文学館の開館に当たりまして、地元である牛久小学校区の区長さんや行政区単位ごとに、説明会と現地見学会を開催し、地元との協働に御理解をいただけるよう努めてまいりました。地元との結びつきを通して、地域に根づき3世代に愛される住井すゑ文学館として、市民の皆様にさらに活用していただければと思っていますところ。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 文学館がどういう目的で、そしてまた市民がその目的に合った取組を享受できるのか。先ほどの同僚議員の中に、こうした城中地区の観光拠点としての整備ということについても御意見がなされていたところですが、この点については後のところで私も質問したいと思いますけれども、まずしっかりと文学館で、文学館と住井すゑがそこで寝起きをし、そして執筆に当たっていた、その生活の拠点であるということを生かしながら、作品を通して訴えていたもの、展示品だけではなく作品を活用する取組も今後御検討いただければと思っています。

それでは次に、住井すゑ文学作家論・作品論の研究について質問いたします。女性史研究家の江刺昭子氏は住井氏について2019年、47ニュースに「武道館を埋めた作家がいた、戦争責任には沈黙、差別横行する時代に再評価を」と題する記事を寄せ、ベストセラー作家でありながら文壇の外にいたせいか、文学批評の対象にならなかったと述べ、また住井についてはいまだにまともな評論が見当たらない、貧しく弱者に寄り添い続けた文学は貴重だし、農村を舞台にしたおびただしい作品群は、その時代の農村事情を知る上で資料的価値も大きい、農山漁村が衰え、差別的な言説がばっこする今こそ、住井の表現と向き合いたいと評しております。住井文学、作品についての評価は、私はまさにこの指摘のとおりだと思いました。

そこで、だからこそ文学館としては住井文学の研究、研修を進めていくべきではないのかと考えております。市としての御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 須藤議員がおっしゃるように、住井すゑについては、近代文学の流れの中で、位置づけが難しい作家と言えるかもしれません。しかしながら、御遺族より寄附された整備工事前の居宅内には、住井が参照した文献資料、作品構想のメモ、書き損じの草稿や入稿原稿など、一連の執筆の流れが追える資料が残されておりました。これら文学資料について、文学館整備に当たり、東海大学文学部との協働により調査研究を行ってまいりました。その資料調査の成果については、文学館の展示に反映し、図録にてその内容をまとめております。

今後の課題である作家論・作品論といった住井文学の発展的研究につきましては、文学を専門とする学芸員が現在牛久市にはおりません。市独自で調査を進めていくことは難しいと考えますので、引き続き東海大学文学部等と協働研究することで進めていければと考えております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 御答弁もなかなか今後のことにつけては、作家、作品論については難しいということは、私も理解できます。ただやはり積極的にここを、文学館の基は何だということを考えると、その点をしっかり踏まえていくということは大事ではないかと思います。牛久市の中には、学芸員、こういう文学に関する学芸員がおられないということでしたが、展示に当たって市の文化芸術課の職員、一生懸命ここに取り組んでおられたという経験もございます。ぜひ、そういう大学との連携を深めながら、じゃあ牛久が住井文学、作品の研究、第一人者になるんだということで進めていただければと思うところでございます。

それでは、次にこうしたいろいろな魅力をたたえる住井文学を広く知っていただくための取組として、生涯学習や図書館等との連携について質問をいたします。

文学館の取組は緒に就いたばかりであり、全てがこれからという中で質問を重ねるところは恐縮するところではございますが、多くの文学館がいかにかその存在を知っていただくかという課題に頭を悩まされている昨今、住井文学館が同様の轍を踏まないよう、何をどうしていったらよいのかという思いで質問している次第でございます。

牛久市には様々な生涯学習活動に取り組む市民団体が存在しております。また、図書館の利用者数、貸出し冊数なども常に高いレベルにあるとも聞いております。文学館と似たような機関との連携は、新たな生涯学習への展開へつながるところだと思っておりますが、いかがでしょうか。市としての御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 まず、中央図書館との連携についてですが、文学館開館前、中央図書館の司書全員による文学館現地視察を実施して、今後連携についての提案をしてくださいとの依頼を、今しております。その一つとして、文学館の見どころ等を解説する市民大学講座、こちらは9月に図書館で開催する予定でしたが、開館が延びまして、コロナ禍の影響もございま

して、来る12月13日を今予定しておりますが、そちらで開催する運びとなっております。

また、生涯学習課との連携につきましては、令和4年度事業の中で、文学館の散策と併せて住井すゑ文学や牛久の歴史について学ぶいきいきライブ講座や土曜カップ塾での文学館の活用について、年間計画に取り込む作業を今しております。

今後の住井すゑ文学の新たな研究成果を市民に伝えていく方策につきましては、文学館の常設展示に反映させることはもちろん、実際に調査、研究に御尽力いただきました先生方を講師にお招きして、作家住井すゑの文学的見地について知るための講座などが実現できればと考えております。

また、移動手段の点から、住井すゑ文学館までなかなか足を運ぶことのできない方に住井文学を知ってもらうための方策について、市民からも要望がなされております。今後も、中央図書館、生涯学習課との連携や住井すゑ文学館のサテライト的な空間の創出など、市民が住井すゑの文学や、その人となりに触れる機会を数多く創出できればと考えておりまして、郷土の偉人をより身近に感じていただきまして、文学館への愛着とともに、住井文学の周知と普及の一助となれるよう努めてまいります。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、この項の最後に学校教育への生かし方について質問をいたします。住井すゑ作品には、児童生徒向けの作品が数多くあります。「ピーマン大王」「かっぱのサルマタ」「空になった鏡」などの絵本、ジュニア文学シリーズや「夜あけ朝あけ」など深く考えさせる作品ばかりであります。これらの本は大人の心にも響くものであり、また子供たちには子供たちなりの受け止め方ができるこうした本を、手に取って読める環境をつくっておくことが大事だと思っております。現在の学校図書室には蔵書として配架され、読書の時間などに手を取り、読書できる状況となっているのでしょうか。伺います。

また、作品を通して、自由や平等、生きていく上で大事なものは何かなどについて学び、考えるなど授業に取り入れられるものもあると考えます。住井すゑ作品の学校教育への活用方法について伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 子供たちが郷土の歴史や偉人に触れ、地域を学ぶ機会をつくることは非常に大切です。住井すゑに限らず、牛久シャトーや神谷傳兵衛などの郷土コーナーを学校図書館に設けたり、住井すゑの絵本などをボランティアに読み聞かせしていただいたりするなど、学校司書会議の中で促していきたいと考えております。また、牛久市では、毎年地域巡回研修を実施しています。これは、新採教員で初めて牛久で赴任した方を中心に希望を募りまして、総合的な学習の時間の単元づくりに生かせる学習材の存在に気づくために、市内の様々な施設

や豊かな自然環境の見学を行うものです。この巡回研修を通じて、地域の学習材を生かした総合的な学習の時間の充実を図ります。

令和3年度は、毎年見学をしている得月院や雲魚亭、牛久シャトーなどに加え、開館前ではありましたが住井すゑ文学館も見学コースに加えしました。これは、市内の学校の先生方に住井すゑ文学館の存在を知ってもらうことで、総合的な学習の時間等に生かしてもらえるのではないかと考え、設定したものです。ただ、残念ながら今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。来年度も見学コースに加える予定です。

また、今年度当初、総合的な学習の時間の単元例を、小学校3年生から中学校3年生の7学年分作成しまして、市内の各学校に配付しました。内容は、牛久の落花生や牛久のまちおこし、牛久シャトーと日本遺産の関連についてなどです。今後はさらに、住井すゑの単元例を加えることで、住井すゑに興味を持った市内の学校の学習に取り入れてもらえればと考えております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ここまでは、住井すゑ文学館、文学的な見地からその存在目的である文学館について、どういう取組をしていくのかというところを伺ったところであります。まだ、緒に就いたばかりですので、細かいところ、どういうふうにしていくのかという基本方針を伺ったところであります。こうした思いは、オープンした当時には熱い思いがあると思いますが、これを継続していくことが、実は大変難しいと思っております。各地の文学館、入場者数、入館者数がどこも頭打ちで、どういうふうにしたらいいのかということで頭を悩ませ、地域の大学生に若い知恵を拝借したり、そしてまた小さな子供たちに開放するなどの取組をしていると伺っております。

牛久市は、今は皆さんが一生懸命、担当課職員を含めて一生懸命これに取り組んでおられますが、今の気持ちを継続して入館者数、入場者数が維持でき、また広がっていけるように、そのことについて期待を申し上げ、これまでの取組に感謝しつつ今後に期待をしたいと思っております。

それでは、次に文学館を核とした地域連携、整備について質問したいと思います。先ほど私は牛久市に30年近く居住していながら、初めて城中を訪れた方がいたと申し上げました。その方は、三日月橋生涯学習センターやアヤマ園には来たことがあっても、得月院も雲魚亭も河童の碑も訪れたことはなかったということでした。今回、私たちはかっぱ号に乗車し、城中北のバス停で降り、文学館まで歩いてきました。道すがら、得月院のカヤの大木を見上げ、すごいねと感嘆の声を上げ、きれいに整えられた生け垣や色とりどりの花が咲き誇る庭を拝見しながら城中地内の散策を楽しんだのですが、文学館や雲魚亭への道案内の看板が小さく分かりづらいたとの意見が多数出ました。また、文学館の帰り道には、得月院の前の駐車場のバス停脇に

設置してあるかっぱの里散策コースの案内看板を前にして、道が分からず困っているという方がいらしたので、その後案内をいたしました。確かに現在の案内表示では分かりづらいだろうと思いました。

住井氏が大地のえくぼと称した牛久沼のほもりには、戦国期に築かれた東国の城の特徴を持ち、江戸時代に山口氏の陣屋として築かれた牛久城跡や小川芋銭が晩年アトリエとして建てた雲魚亭、芋銭のカップが描かれた河童の碑などの文化財、かっぱの小径やアヤメ園、新地町稻荷川沿いの桜並木などの美しい自然景観、三日月橋生涯学習センターや得月院、東林寺といった文化施設、寺院などが点在し、魅力あふれる地域と言えます。

現在、この周辺の散策コースは牛久駅西口を起点とする牛久沼からかっぱの小径ルートが、いばらきヘルスロードの一つとして紹介されていますが、三日月橋生涯学習センターを起点としたこの地域の魅力にあふれる散策ルートを発見、推奨していくことも、身近な観光地として市民や来訪者にアピールでき、訪れる人が増えていく要因になるのではと考えます。文学館オープンを契機として地域との連携を深め、新たな魅力を発信していくための整備を進めていくことについて、市としての見解を伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 雲魚亭の平日開館の対応については、文学館開館以来、平日の来場者数について統計を取っているところでございます。今年後半から1年をかけて、来場者数の曜日ごとの傾向なども注視しながら、検討したいと考えております。

文学館のある城中地区は、雲魚亭、河童の碑、牛久城跡などの歴史的な文化遺産に加え、牛久沼、かっぱの小径、うしく観光アヤメ園など四季の美しさを体感できる自然であります。多くの見どころがあります。これらの見どころに新たに加わる文学館へ誘導するための既存サインが16か所に、文学館案内のサインを追加いたしました。

広報うしく11月1日号には文学館周辺観光スポットを紹介し、散策を推奨しております。散策ルートとして、得月院から徒歩で回れるルートも含めた詳しいアクセス方法も、市ホームページに掲載されました。今後は、周辺文化遺産を巡るモデルルートもホームページに掲載するなど、さらに充実した案内ができるように考察を重ねていきたいと思います。

また、雲魚亭の案内や周辺文化財の紹介映像など作成し、抱樸舎で放映することも検討してまいります。文学館を核とした地域連携を進め、文学館が周辺散策の拠点として、周辺の文化施設や文化財とともに活用されることで、牛久の新たな名所となるよう引き続き情報発信してまいります。

また、住井すゑさんは1月7日、たしかお生まれだと思いました。違うのか。そうですね。そういうことで、7日生まれなので、その日を一つのイベントとか、そういう何かそういうも

の活用するというか、何ていうんですか、ただ開けているだけではやはり人は来ません。ですから、そのいろんなことについて発信するものをどんどんつくっていくことも、大事だと思います。

また、城中町につきましては、あそこは変な話、看板がないと10人中六、七人は迷う土地でございまして、私もあそこに親戚があるから迷わないもので、もし皆さんも初めて、1回か2回かしたら、1回ではなかなか真つすぐ行けない場所でもあります。ただ、ああいう城中の町並みのことも一つのまた楽しみでもあるのかなと、僕は勝手に思っています。ですから、そういうことについても、ただ文学館を開館するとかじゃなくて、これからどのように活用しながら、私たちのまさしく文学館にすることが一番肝要だと私は思っております。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいま御答弁いただきまして、昨日も同僚議員、また今日も同僚議員が、文学館のオープンを機にさらなる魅力発信として牛久城跡の整備、これも市民の力を借りておりますので、そこをどうしていくのか。そして、観光アヤメ園はこれまでNPOが受けておりましたけれども、それがなかなか高齢化のためできなくなって事業者に委託、それでも委託費が問題なのか、お花の開花、ちょっとだんだん寂しい状況になっているという話。そして、雲魚亭は土日は開けておりますけれども、平日は予約を入れないと、10人以上の団体でないと開館できないという状況です。私たちが文学館を訪れたときに申し込もうということで電話をかけましたけれども、そこを管理する方が大丈夫なら開けてもいいよと、10人ぐらいでしたので、そんな返答でした。御足労かけてはということで、雲魚亭はお庭を拝見して河童の碑に伺ったということですが、さきの同僚議員の質問にも、そういう意味で市役所の中でもいろいろな担当の方が関わっていかないと、そういう付加価値というか、広げていくことはできないのではないかという、横断的な牛久沼協議会とかそういうものをつくってはどうかという質問をされておりました。また、それは今後ということになると思います。私としては、やはりそのような取組を今後積極的に取り入れることで、同僚議員がおっしゃっておられたような観光地としても、インバウンドでない身近な観光地として皆さんに認知していただけるよう、生涯学習課だけが、文化芸術課だけが頑張るという体制ではなく、商工観光、そして市民の協働、市民活動課、そういうところとの連携を深め、さらなる発展をしていっていただきたいということで、これは要望にしておきたいと思います。

それでは、次に2番目の質問に移ってまいります。高齢障害者の福祉サービスについてでございます。昨年の第4回定例会でもこの問題を取り上げております。ただ、昨年はコロナ禍の影響で質問者が制限されたため、私の一般質問は文書によるものでしたので、今回改めて質問する次第であります。

前回は、障害福祉サービスの提供に当たって、障害者が65歳に到達すると介護保険サービスの利用が優先されることから生ずる、いわゆる65歳の壁と言われる制度上の問題に由来する影響などについて伺いました。今回は、65歳を迎えた方の障害福祉サービスについてより具体的な質問をしてみたいと思います。

まず、加齢による障害の重度化、重複化への対応と家族支援についてであります。65歳以上の障害のある方が福祉サービスを利用する際には、介護保険制度が優先されます。ただし、障害支援区分の認定によっては障害由来の福祉サービスを受けることはできます。この障害支援区分の認定は3年ごとに行われますが、この間自身が抱えている、失礼します、ちょっと原稿を整理したいと思います。失礼します。失礼しました。

この障害支援区分の認定は3年ごとに行われますが、この間自身が抱えている疾病の状況や加齢により身体機能が変化したり、家族の状況によっては福祉サービスを変更したいという状況になったりする場合もあります。私に寄せられた事例では、病状の変化によっては障害の程度がいつ重度化するかわからず、ケアマネジャーの障害福祉サービスに関する知識不足から、常に自分が適切なサービスを探さなければならないので、今後が不安であるというお話、また、福祉サービスを利用する際に家族支援を求める事業所の体質を疑問視する声、高齢障害者が家族をみとるまでの間、度々市役所で手続きをすることがあり、そのときの職員の対応が型どおりで、同行した支援者には冷たく見えたという話などがありました。高齢化による変化は障害のある方にはより一層深刻で不安に思うという方は多いと思います。こうした方々に寄り添う支援体制をどうつくっていくのか、市としての見解を伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 障害のある方は、65歳の到達月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、介護保険サービスの利用が優先となります。しかし、介護保険サービスに障害福祉サービスと同等のサービスがない場合やサービスの量が不足する場合において、市が認めたときには、障害福祉サービスを引き続き利用することが可能となっております。

既に介護保険サービスを利用している方が、加齢や疾病に伴い身体状況が重度になり、サービス量の見直しが必要となった場合は、要介護認定の変更申請が必要となります。認定変更が申請された場合は、ケアプランを見直し、サービスが開始されることになります。身体状況に変化があった際には、御本人や家族から担当のケアマネジャーに相談していただき、必要に応じて申請代行を依頼するなど家族で抱え込まないことが大切です。ケアマネジャーや相談支援員は、要介護者だけでなく介護する家族の支援も含めて相談に応じていますので、日頃から何でも気軽に相談できる関係を築いていくことが重要であると考えております。

市といたしましては、家族から寄せられる個別の問合せや相談対応に加え、牛久市介護支援専門員連絡協議会などの機会を捉えて、ケアマネジャーや相談支援員に対する相談指導を充実させ、質の向上を図ってまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいまの御答弁の最後のほうに、介護支援専門員連絡協議会において、ケアマネジャーとその方々のスキルアップに向かうため、この連絡協議会を活用していきたいというお話があったかと思ひます。それでは、この協議会には大体事業所のケアマネジャーがほとんどというか、大体の方が参加しているという状況になるのかどうか確認をしたと思ひます。本来は、ケアマネジャーが自身で知識を広げ、そしてスキルアップをしていく、それを支えるのが事業所であるとは理解しておりますが、現実には利用者がそれを問い合わせても返答が返ってこないという方もいらっしゃるというのが現実であります。そうしたものを解消していくためには、個別の対応をしているということでしたけれども、全体の底上げを図る、そうした対策はないのか再度伺ひます。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 まず、介護支援専門員の連絡協議会についてなんですけれども、こちらは介護支援専門員さんが自ら、有志による任意加入という団体であります。居宅介護支援事業所の方のほかに、施設にいるケアマネジャーさんとか、広くお声がけをしているということは聞いているんですけれども、全員が入っているかどうかは、こちらでも把握はしていません。

次に、利用者からの苦情やあるいは相談によって個別に対応していくのかという御質問ですが、まずは個別に苦情や相談の内容、ケアマネジャーさんから返答がないということでありましたら、市に相談していただいてその内容がどうなのかというあたりのところを精査させていただいて、必要に応じて適正に対応してまいりたいと考えております。

最後に、全体の資質向上の具体的な取組ということなんですが、資格は持っていてもやはり経験がないとなかなか個々の難しいケースの対応は難しいというのは、経験上感じております。ですので、やはり個別の事例の積み重ねというのが非常に大事だと思いますので、そこから見える問題点とか、そういった解決策というのをお示しながら、ケーススタディーですね、そういったことを提供するという形で共有していただいて、資質向上につなげていければと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 やはり、経験が物を言う世界ということで、この相談あった方も経験豊かなケアマネジャーさんから若い方に移った途端にいろいろな問題が出てきたというこ

とから、お寄せいただいた御意見であります。ただ、その方がおっしゃるには、ケアマネジャーを育てるのは私たち障害者なのか。そんな声を伺うと、やはりもう少し何かできないのかと思うところであります。

次に、65歳を超えてから障害を負った方の福祉サービスについての質問に移ります。まずは、障害者手帳交付時の窓口での対応についてであります。この障害者手帳交付時の窓口対応については、私が障害者に関わるボランティア活動を始めた30年前から度々耳にする話でもあります。その内容はいつも同じようなもので、障害を負った方々が手帳を受け取る際、ガイドブックは受け取ったけれども、その内容についての説明は窓口ではされなかったというものであります。以前にもこの点について聞いたことが聞いたことがあります、窓口ではきちんと説明しているということでした。私も、職員はそういうふうに対応していると思っております。

では、どうしてこうした市民と市役所の認識のずれが生じてくるのか。これは市役所の窓口の対応が市民に寄り添ってはいないのではないかと考えるところであります。多くの方々は、手帳交付時にはまだ障害を受容できていない混乱状況の中におり、説明を理解するゆとりがない状態だと思われます。そういう方に対し、単にガイドブックの内容を説明しても、何をしゃべっているのか分からないというのが本当のところではないでしょうか。こうした状況下で説明する職員には、それなりのスキルが必要であり、聴く力も必要だと思います。窓口業務に当たる職員が障害についてをどう理解し、その人が望む暮らしを守るためのサービスにつなげていくのか。担当職員に求められるのは当事者に寄り添い、障害への理解と共感を持つことが重要だと考えます。日頃、窓口対応をどのように行っているのか伺います。

また、日常生活が落ち着いたころ、困り事はないか、障害福祉サービスの利用は適切かなど、後追いで調査し、足りない部分を補っていくことも必要と思いますが、時間経過を追って段階的に支援していく体制はあるのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 障害者手帳所持者数は令和3年10月末現在、2,905名で、このうち65歳以上の手帳所持者数は1,460名と、約半数を占めております。65歳を超えてから新たに障害を負った場合、急激な変化の中で混乱が生じ、複雑な制度については理解が難しい場合があることは承知しておりますので、手帳交付時にはガイドブックなどを用いて、利用できる福祉サービスの種類のほか、介護保険制度、マル福等の案内を関係各課と連携し、丁寧に説明を実施しております。

また、手帳交付後においても随時相談に対応し、引き続き丁寧な説明を実施するとともに、相談支援専門員やケアマネジャーに対しても、相談時には利用者や家族に寄り添った丁寧な説

明対応について、牛久市自立支援協議会における相談部会、牛久市介護支援専門員連絡協議会にて、事例を通した研修会の開催を検討してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 市役所の御答弁としては、そういうことになるんだろうと思います。しかしながら、やはり窓口に行った方にとってはまだ分からない、何が分からないということさえ言えないという方が、多数おられると思います。窓口業務の対応、その重要性というのは担当でも御理解いただいているとは思いますが、窓口に来ている方の状態を聴く、まずこの聴く力が必要だと、私は思っております。そうした窓口対応する職員の方々のスキルアップ研修というのが、ではどのように行われているのかということを再度伺いたいと思います。

よく市役所窓口で相談する方にしてみると、やっと言うことを分かってくれたと思った職員が異動になってしまうと、またさいの河原のように初めからやり直さなければいけないんだよ。そんな言葉が聞こえてくるようでは、やはり情けないと思います。そしてまた、手帳交付後の対応として、事業所で対応していくという御答弁でしたけれども、その辺もまた職員数が少ない中でやっていくのが難しいとは思いますが、独自で手帳交付後、どのような状況かという実態を調査、そしてサービスを改善していくという考えはないのか。その点も再度伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 窓口職員のスキルアップというお話についてなんですけれども、まず基本的に市の職員の窓口対応研修としましては、接遇研修やクレーム対応研修というのが実施されております。また、そのほか日々窓口の対応の中で受けた苦情や御意見につきまして、その都度課内で共有して、これをどうやって改善していったらいいのかというのを担当職員で話し合いまして、次の改善につなげていくという形で実施しております。

また、手帳交付後の市の対応としましては、随時、疑問があれば電話でも窓口でもという形で対応しております。その都度丁寧な説明を心がけて利用者、家族に理解を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 次の質問に移ります。それでは、次は介護支援専門員、相談支援専門員との連携についてであります。65歳を超えた障害者の福祉サービスは、介護保険が優先されるということは再三申し上げております。しかしながら、障害由来のサービスも必要と認められた場合は受けることができるようになっていきます。そのとき、サービス全体を統括するのは介護支援専門員ですが、障害福祉サービスの計画立案は相談支援専門員です。高齢障害者が自分らしく生きていくためには、両者の連携が必要不可欠となっております。しかし、現

実は介護支援専門員には障害に対する知識が不足し、相談支援専門員は個別の相談には乗るがケアマネジャー任せという状況にあるようです。そこで、利用者はそうした場合自ら解決していかなければならず、悪戦苦闘しているのだということでありました。

市役所がこうした一つ一つの事例まで認知することは、できないことかとは思っております。しかし、介護保険、障害者総合支援法という制度のはざまで苦しむ利用者が自ら解決策を模索しなければならない状況は、是正していく必要があると思います。市としては、こういった点をどのように考え、対策を講じていくのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 65歳を超えてから障害を負った方の福祉サービスについては、介護保険サービスが優先されることとなりますが、一概に介護保険のみの利用に制限されるものではありません。障害福祉固有のサービスについては、行動援護、同行援護、自立訓練、就労継続支援などがあり、市が必要と認めた方については、障害支援区分認定を経て障害福祉サービスが支給されることとなります。個々の状況により必要となるサービスが異なりますが、現在牛久市の65歳以上の障害者で、障害福祉サービスの支給を受けている方は43名で、そのうち障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している方は16名となっております。相談支援専門員と介護支援専門員のサービス計画における連携は、重要であると考えております。今後はさらにそれぞれの業務についてお互いに理解を深めていただけるよう、定期的に開催している牛久市介護支援専門員連絡協議会開催の機会に研修会等の開催を検討してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 御答弁のとおり、市としての関わり方、その程度なのだろうと思いますが、ただいま答弁の中でありました介護支援専門員連絡協議会の開催の折に、ぜひともそうした研修を開催できるように御尽力いただきたいをお願いをいたします。

それでは、次に困難事例に対する相談支援についてであります。障害のある方が障害福祉サービスを利用するときには、市が指定している特定相談支援事業者サービスと利用計画を立ててもらわなければなりません。牛久市の場合、社会福祉協議会のエールがその役割を担っておりますが、エールが抱える案件が多過ぎるためなのか、ほかに理由もあるのか、その辺は分かりませんが、介護支援専門員との連携ができていない事態が生じているとの声も聞いております。障害者や高齢者が居宅での介護サービスを受ける場合は、制度の違いにより65歳未満の障害者は居宅介護、65歳以上は訪問介護と呼び名も変わり、サービス体系も変わるという複雑さの中で、高齢障害者は障害の種別や疾病、家族状況などによりすぐ困難事例へと陥りかねません。今の牛久市の状況は、こうした方々が安心して相談できる状況と言えるのでしょうか。

か。市としてのどのような対応をしているのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 障害のある方の一般的な相談は、市町村または市から委託を受けた特定相談支援事業者が行うことになっており、牛久市では、社会福祉協議会のエールに事業の委託をしています。エールの相談件数は年々増加傾向にあり、令和2年度の実績では、年間で延べ4,301件、月平均約358件の相談に、電話や訪問等による支援を行っております。また、件数の増加に加えて、御指摘のとおり困難事例も増加しております。市では、エールの体制整備の一環として、令和2年度には委託事業の人員をこれまでの2名から3名に増員したところです。また、困難事例の場合は、障害福祉サービス等の支給決定権者である市とエールで緊密に連携を取りながら、様々な関係機関と調整を行い、対応に当たっております。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 エールの体制、その実態については、委託をしている委託先が社会福祉協議会ということで、市役所の敷地内ということでもありますので、エールの相談件数、そしてその事案というものも市としてもきちんと把握して、そしてその体制強化に努めていただきたいと思っております。

それでは、最後に障害福祉、介護福祉事業所の現状について質問をいたします。新型コロナウイルス感染症によって、介護業界では訪問介護や通所介護等のサービス提供の停止や事業所閉鎖、そしてそれに伴う介護労働者の雇用調整や休業手当の対応、介護労働者に係る業務負担や感染への不安、外部からの風評被害など、メンタル対応まで事業運営には深刻な影響が受け、そしてコロナ禍で退職や雇止めを余儀なくされた業界から、ほかの介護事業所へ人が移ってくるのではないかと期待をされたところでありますが、それが解消する状況には至っていないと言われております。

牛久市でも、高齢障害者が利用していた事業所が訪問系から撤退したことで、これまで同様のサービスを受けるために事業所探しに苦労したということは、先ほどもお話ししました。事業所の中には、また家族の協力を求めてくることが多々あるという話も聞いております。障害支援区分の支給量は確保されていても、そのサービス提供事業所がないのであれば、障害のある方の日常は守られてきません。そこで、居宅系障害福祉あるいは介護福祉サービスの提供事業所の現状を、市としてはどう見ているのか。また、事業所の動向をどこまで把握しているのか伺います。また、社会的にも問題となっている福祉人材の確保策として、潜在有資格者を発掘するためにも、介護職の合同就職相談会のような取組ができないもののでしょうか。介護士の処遇改善は、保育士のときのようにはいかないものなのかもしれませんが、市として積極的な

人材確保策に取り組んでいただこう、そうした考えはないのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 現在、市内では、障害福祉サービスの居宅介護サービスを提供する事業所が7か所、介護保険サービスを提供する訪問介護事業所が16か所あり、その利用者数の実績は、令和2年度1か月当たりの平均で、障害福祉サービスが61名、延べ807件、介護保険サービスは326名、延べ8,528件となっています。実際にサービスを担うヘルパーですが、その人材不足は依然として全国的な問題となっており、人材確保は重要な課題の一つとなっております。当市においても、人手が足りないという声を事業者から聞いております。

潜在有資格者を発掘するための介護職の合同就職相談会の開催ということについてですが、近隣かつ直近では、千葉県の野田市や松戸市で開催実績があるということが分かりました。これについては、市内にハローワークや事業所による連絡協議会などがあり、市内に大学もあることから基礎的条件が整っており、説明会開催に対する需要が高いものと見受けられます。本市にあっては状況が異なる部分もあることから、他の事例も含めて調査、研究してまいりたいと考えております。

人材確保については、11月に政府が発表した経済対策の中に、介護職等について3%程度、月額9,000円の引上げを図るという内容がありました。これらの動向を注視しながら、介護職員確保対策について市ができることは何か検討してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 介護業界の人材不足、これはもう国全体の問題であるということで、国でもいろいろ検討はなされているとは思いますが、しかしながら、現実、牛久市内で起きていることは新しい介護施設がオープンするたびにそうした施設に人が流れ、既存の施設はまた人材不足に悩まされるという繰り返しが起こっていると伺い、新しい施設、またできるのかという声を伺うこともあります。2025年問題と言われる団塊世代が後期高齢者に突入する、そうした時期を目前にして今後の介護保険事業計画、その目標にも影響が出ていきかねないことから、今後も人材の発掘、そして人材の採用に向けて市もこうした事業所任せにせず、取り組んでいっていただきたいと思っております。

そこで、先ほどコロナ禍に触れましたけれども、最後に一つ、コロナ禍における事業所の経営、これが大変厳しいと聞いておりますが、離職者を減らすためにもコロナに対応する予防策であるとかワクチンの接種など、こうした介護サービスに従事する職員に対して、他に優先するなど配慮しているような取組といったことは、牛久ではどのように対応してきたのか。そして、今後どういうふうに、こうした介護職の現場で働いている方々の健康を守っていくのか、

その家族を守っていくのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 須藤議員に申し上げます。質問時間が1分を切りましたので、御配慮お願いしたいと思います。

答弁をお願いいたします。内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 各事業所における感染予防対策についてですが、まず行ったことといたしましては、国が行ったマスクや手袋などの物資の配付につきまして、市が調整役となって対応いたしました。また、ワクチン接種につきましては、特別養護老人ホームなどの入所系の施設のみならず、通所系施設や訪問系の事業所に勤務する方々についても優先的に行いました。もちろん、今後につきましても、事業所における予防対策については非常に優先度が高いということは認識しておりますので、そのように対応してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 高齢障害者の福祉サービスの充実、そしてまたそこで働く方々の健康も守る、そうしたことに牛久市として今後も積極的に関わっていただけるようお願いをし、質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、15番須藤京子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は15時55分といたします。

午後3時47分休憩

午後3時57分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番長田麻美議員。

〔5番長田麻美議員登壇〕

○5番 長田麻美 議員 改めまして、こんにちは。日本維新の会、長田麻美でございます。

本日最後の質問となりました。通告に従いまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の質問といたしまして、市役所の庁舎の狭さや老朽化の問題についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大以前から、市役所の狭さや老朽化が問題視されております。コロナ禍となった現在、早急な対応が求められております。これまでにも、自身の一般質問、委員会等でもお答えをいただいておりますが、確認の意味で現在の庁舎の状況をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 お答えします。

庁舎の竣工及び築年数は、本庁舎昭和49年8月竣工、築47年、社会福祉協議会等が入る分庁舎既存棟平成4年3月竣工、築29年、建設部等が入る分庁舎増築棟平成12年3月竣工、築21年、教育委員会が入る第3分庁舎平成14年3月竣工、築19年、それぞれ経過している建物になります。また、庁舎の面積については、他市町村の状況を見ると延べ床面積に対して、おおむね庁舎で勤務する職員1人当たり25平米から30平米程度の事例が多く、現在の牛久市の場合は14平米程度ということであります。以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 今までにも何度も答弁いただいておりますけれども、やはり近隣、全国的に見ても人口レベルに対して市役所が狭いということは明確であります。

次に、ひたち野うしくリフレビルについて伺います。言うまでもなく、エスカード牛久ビル、リフレビルはJR常磐線牛久駅、ひたち野うしく駅から直結するビルであり、市外から訪れる方から見れば玄関口、牛久市の印象を決める大事な場所であります。ひたち野うしくリフレビルに関して、今年3月をもって5階、6階に賃貸借契約を結んでいた株式会社小森エンジニアリングとの契約満了で退去となりました。現在のリフレビルの現状についてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 ひたち野リフレビルの使用状況につきましては、1階にひたち野うしく郵便局とうしくふれあい保育園ひたち野うしく駅前分園。2階、3階にリフレプラザ、4階は会議室、5階、6階がテナントフロアとなっており、現在株式会社小森エンジニアリングが入居しており、令和4年3月14日の契約満了をもって退去することとなります。そのため、現在ひたち野リフレビル利活用検討委員会を立ち上げまして、退去後のフロアの利活用方針について協議を進めているところでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 牛久駅エスカードに引き続き、ひたち野うしくビルの空洞化は大変重要な問題であり、改善は課題となると思います。活気あるまちづくりには駅前のにぎわいが不可欠であると考えますが、ビルの維持管理等を考えれば、やはり引き続きテナント誘致をお考えであるのではないかと推測いたします。しかしながら、市役所の狭さ、老朽化、財政状況を鑑み、特に事務所としての使用が妥当であるリフレビルに分庁舎を移転すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 株式会社小森エンジニアリングの退去を受けまして設立しましたひた

ち野リフレビル利活用検討委員会では、引き続きテナントとして利用すべきなのか。5階、6階だけではなく、ビル全体の活用方法を見直すべく検討をしてみたいと思います。その中で、一部を市の執務室として利用することも協議をしております。6階テナントフロアの利用については引き続き企業に貸し出すこととし、一つの案として5階は教育委員会の執務室として、施設担当者以外の職員を集め、執務室集約による業務の効率化及び執務環境の改善のため利活用することも考えているところであります。

リフレビルの利活用については、ひたち野地区のまちづくりを進めていく上で重要であり、よりよい住民サービスを行うことができるよう、引き続き検討をしてみたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 検討委員会で検討しているということで、ぜひともその辺お考えいただければと思います。

また、北部地域開発についての予算も上程されておりますが、この件に関して平成28年度から県と協議や要望を重ねてきているわけですから、市長初就任当時より構想をお持ちだったのではないかと存じます。このことから市としても、ひたち野うしく駅利用住民が増えていくことを望んでいることがうかがえますが、そういった点からもよりひたち野うしく駅利用範囲内に現在お住まいの住民の方、そしてまたこれからお住まいになる方も含めた住民サービスの拡大が必要であると思います。

そこで、サービス向上のため、駅からつながる2階フロアが妥当ではないかと考えますが、リフレビルに支所を開設してはいかがでしょうか。支所及び出張所の機能において、支所は長の権限に属する事務の全般にわたって、地域的に分掌させるため設ける総合的な機関として設置されるもの。出張所については、市役所まで出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理するための、いわゆる市役所の窓口の延長という取扱いが適当とされております。牛久市には、3つの出張所で一部の証明書発行業務を行っております。ひたち野うしく郵便局や、マイナンバーカードがあればコンビニ等で、一部証明書の発行も可能となりました。発行できる証明書に関してはとても取りやすくなりましたが、届出などに関しては本庁舎まで行かなくてはならないことがほとんどです。

調べましたところ、人口8万人を超える市において、支所のない市はある市に比べ非常に少ないことが分かりました。合併のあった市町村は必然的に支所を設置する傾向にありますが、本市の場合にはそういったケースではないため、自ら設置する必要があります。そして、冒頭にも質問の中で言いましたが、本庁舎の狭さ、特に2階窓口の密度に関してはもともと狭さに加え、8万人を超える届出等の業務を一極集中で行うしかない体制にも問題があるのではな

いでしょうか。限られた財源の中で、3密を避け、市民の健康を守ること、待ち時間の短縮や移動距離を短くすることなど、利便性向上のためには市役所業務自体の抜本的な改革が必要です。お考えをお伺いします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市には現在、エスカード出張所、三日月橋出張所、奥野出張所の3か所の出張所があり、主に住民票等、証明書の交付を行っております。また、平成23年6月よりひたち野うしく郵便局にも一部の証明書の発行を委託し、さらに本年4月からは一部の証明書のコンビニ交付が開始され、証明書の交付に関しては市民の利便性は格段に向上しております。

しかしながら、市では現在、転入、転出、転居などの住所異動の手続や、出生、死亡届などの戸籍届書の受付及びマイナンバーカードに関する手続などは、本庁1か所のみに限られており、このため本庁はこのような手続のために来庁されたお客様で大変混み合い、2階のロビーは日頃から常に混雑して待ち時間も長くなり、その結果密になっている現状が続いております。

近隣の市町村では数か所の支所を設置し、本庁以外の支所でも住所異動の手続や戸籍届書の受付、マイナンバーカードに関する手続などができるため、来庁者が本庁に一極集中することはありません。

ひたち野リフレビル内への支所設置につきましては、ひたち野うしく駅周辺にお住まいの方の利便性を向上させるためにも、前向きに検討を進めてまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 前向きに検討していただけるということで、ぜひとも、ひたち野うしくを使う住民の方以外も、こっちの本庁舎がもう少し混雑がなくなれば、牛久駅利用の方の利便性につながってまいりますので、ぜひとも前向きにお考えを進めていただきたいと思います。

今、分庁舎に関してと支所に関しての提案をさせていただきました。その中で、今までリフレビルの使い方として使っていたものと、私が提案させていただいたものは、使い方が変わってくると思います。今まで、リフレビル4階は会議室として貸出しをしていると思いますが、その中には行政区会館を持たない区民の方々の利用もあると聞いております。もし仮に分庁舎や支所に設置が進められた場合、設置があった場合ですね。リフレビルの利用が今までと異なるので、4階を借りていた方々への対応はどのような形があるかお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 ひたち野リフレ4階会議室は、行政区や市民団体が利用しており、引き続き4階会議室を継続できるよう考えております。しかし、利活用方針を改めたということ

で支障が出ないよう、各公共施設の利用状況等を考慮し、必要に応じ代替え場所の検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 きちんと今まで活用、利用されていた方のことも考えながらお進めいただけるんだろうという答弁でしたので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問に移ります。駅前など、市内学生がアクセスしやすい場所に、学習スペースや居場所づくりを求める声を多くいただきます。松戸市では、子どもわかもの課所管のこどもモニター制度があります。こどもモニターは市長より委嘱を受け、子供の意見を市の市政や事業に反映することを目的としており、子ども会から選ばれた小学6年生13名と、市内中学生から選ばれた小中学生22名で構成されております。こども新聞の発行や非行防止キャンペーン、他市との交流など様々な活動をしてしておりますが、その中で子ども夢フォーラムというスポーツや文化の大会で優秀な成績を修めた子供の表彰や活動紹介、子供たちの発表を通じて、子供の夢への支援を広げることを目的としているイベントを開催しております。その子ども夢フォーラムで、理想の居場所づくりについての提言がありました。こどもモニターのメンバーは、家や学校以外で放課後過ごしたい場所をテーマに、1年をかけ様々な子供向け施設の見学やグループワークを実施し、デザインを完成させたということです。発表を聞いた副市长からは、貴重な提言をありがとうございます、住みやすい環境、潤いのあるまちにするために提言を取り入れていただきたいですとの言葉をいただいたとこども新聞にも書かれておりました。

やはり、学生が使う場所は学生が考えるのが、最も理想の形に近づく方法であると考えられます。そうした当事者の意見を取り入れた学習スペースの早期の設置を求めますが、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 それでは……。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 すみません、申し訳ありません。1つ質問を飛ばしてしまいました。最初にまず、牛久市の現状をお聞きして、その後今の質問をさせていただきます。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 では、学生の学習スペースの現在の状況についてお答え申し上げます。

リフレビル2階にあるリフレプラザは、施設利用の予約が入っていない場合にフリースペースとして開放しており、ひたち野うしく駅からはペDESTリアンデッキで直接行き来できるこ

とから、学生の学習スペースとしてだけではなく、待ち合わせや休憩など様々な用途で多くの方々に御利用いただいております。新型コロナウイルス感染症発生以降は、不特定多数の方々が利用されること、また利用者の管理ができない状況であることなど感染症対策が困難であることから、フリースペースとしての利用は一時休止しているところでございます。

次に、中央図書館では、利用者カードをお持ちの方を対象に学習室利用サービスを提供しております。当サービスは、午前、午後、夜間の3部入替え制で実施しており、令和元年度は延べ1万7,415人、1日平均約53人の利用がありましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ7,073人、1日平均約25人の利用となっております。なお、直近の利用状況を申し上げますと、本年10月は延べ875人、1日平均約30人の利用がございました。以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 ありがとうございます。リフレビル、図書館中心に今までやってきたということで、それなりの人数の方が利用されているということが分かりました。以前にも、エスカートの計画が出たときも市としての計画の中に学習スペースが入っていたので、やはり駅前の設置の重要性というのはお考えなんだと思います。

そこで、先ほど質問を先にさせていただきました。かなりの学生から、中高生が多いんですけども、駅前の学習スペースが牛久は少ないという声をいただいておりますので、子供の意見を取り入れた形でのそういった設置を早期にお願いしたいと思いますので、もう一度質問させていただきます。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 リフレプラザのフリースペースとしての利用を一時休止してからは、いつから利用できるのかというお声をいただきました。また、お迎えを待つ学生の方々にも、ひたち野うしく駅からアクセスしやすい場所に滞在できるスペースがあるということは、防犯の観点からも意義のあることだと考えております。できるだけ、早期に再開すべく準備を進めているところでございます。

ところで、リフレプラザに限らず、これまでも皆様の御要望にお応えするよう学生が利用できるスペースの確保に向けた検討を実施してまいりました。議員御提案のこどもモニターにつきましては、子供の意見を政策や事業に反映させるという観点では、牛久市におきましても子ども議会として例年開催しており、今年度は12月24日に高校生議会の開催を予定しているところでございます。

今後、駅前などに学生が利用できるスペースを新たに計画する際には、長田議員の御提案なども参考にしながら、利用する方々から積極的に御意見を聴取し、利用者に寄り添った施設と

なるよう関係者の連携を深めていきたいと思います。

ただ、スペースに限りがございます。それで何をサービスの優先するといった、やはり市民の方の優先もございます。ですから、高校生のスペースも大切なんですけれども、やはり状況にとっては誰を優先するかとなったら、そのスペースの広さ、用途、そういうのも制限があることも御了承いただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 市長が言うように、やはり限られたスペースの中で全てを学生のものというわけにはいかないと思います。やはり、市民のために公共施設というのは、みんなのことを考えてつくるものですので、おっしゃっていただいたように、やはり学生の意見も取り入れながら、ほかの方の意見も取り入れてみんなが使いやすいようにするスペースが一番だとは思いますが、やはりただ机と椅子を置くだけとかではなくて、少し本が読めるとか、そういったことも含めてみんなが使いやすいように、意見を取り入れながらつくっていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。特別な支援を要する児童生徒の受入れ体制について質問をいたします。以前から、教育長より支援を要する児童生徒が年々増えているとお聞きをしておりますが、直近の各学校の支援を要する児童生徒の人数、生徒数に対してのパーセンテージをお示ください。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 令和3年11月1日現在で、特別支援学級在籍及び通級教室利用の支援を要する児童生徒についてですが、牛久小学校では児童430人に対し、特別に支援を要する児童が32人、学校における割合は約7.4%となっております。同様に、岡田小学校では489人に対し19人で約3.9%。牛久第二小学校、313人に対し26人で約8.3%。中根小学校、1、196人に対し46人で約3.8%。向台小学校、573人に対し42人で約7.3%。神谷小学校、427人に対し28人で約6.6%。ひたち野うしく小学校、948人に対し47人で約5.0%。牛久第一中学校、398人に対し22人で約5.5%。牛久第三中学校、362人に対し11人で約3.0%。下根中学校、557人に対し7人で約1.3%。牛久南中学校、437人に対し30人で約6.9%。ひたち野うしく中学校、437人に対し13人で約3.0%。おくの義務教育学校、331人に対し57人で17.2%となっております。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 やはり、大変多くの人数になってきていることが分かりました。市内、3%、5%が多い中、おくの義務教育学校17.2%ということで、割合がかなり高いと

ということが分かりました。

年々、支援を要する児童生徒が増加傾向にあるのに対し、県の教職員定数の算出はほぼ変わっていないように見られます。こういった中で、全児童生徒の安全を守り授業を進めていくことは本当に大変であると思います。どのように現状を認識なさっているか伺いいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 特別な支援を要する児童生徒は年々増加しており、各学校から対応に苦戦しているという報告をもらっています。具体的な例としましては、例えばある小学校では、過去の失敗がフラッシュバックするために精神的に不安定になり、教室から飛び出し、自分の頭を壁に打ちつける自傷行為を止められなくなってしまっているような子供がいます。そのたびに教員が追いかけて、その行動を体を張って制止し、クールダウンするまで寄り添っています。また、ある中学校では、感情のコントロールがうまくいかないため、友人とのちょっとしたトラブルを受け流すことができず、いらいらを募らせて物に当たって壊してしまう子供もいます。さらに、いらいらが大きいと先生の制止も効果がなく、先生に対して暴言等が出る場合もあります。

また、1学級の子供の数ですが、特別支援学級の8人に対して、普通学級の人数上限は1、2年生は35人ですが、3年生以上は40人です。特別支援学級在籍の子供は、教科によっては普通学級でも学びます。そのため、普通学級と特別支援学級の子供を合わせると、普通学級の上限の40人を超えてしまう場合もあります。そのような学級でも協働的な授業づくりを通して子供同士が互いに支え合い、学び合い、育ち合っています。また、そこにはスクールアシスタント等が補助に入って支援しています。

また、美浦特別支援学校の先生や、茨城大学の特別支援教育専門の教授を招聘して、授業づくりの支援をしていただいたり、先生方が互いに授業を見合い、話し合いながら子供の事実からその対応を学んでいます。このようなことを通して、先生方の指導力の向上を図りながら、障害のある子供もない子供も、共に学ぶことができるインクルーシブな教育環境の構築を目指しています。また、幼児教育からの一貫した支援というのも進めております。以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 これまでもスクールアシスタントの増員について何度も提言させていただいており、そして実際に増員もしていただいております。しかしながら、まだまだ増員の必要性を感じるところです。おくの義務教育学校に関しては、児童生徒の17.2%ということで、何度も見させておりますが、これだけの人数がいてもそんなに支援を必要する子はどの子なのか分からないくらい、本当に和やかでみんなが個性を尊重しながら、本当にいい環境でみんなが過ごしているなという印象が常にあります。支援を要する子も、普通クラスでみんな

なと一緒に生活する時間が長いというのは非常に重要なことだと承知をしておりますし、またおくの義務教育学校に関しては、いろんなところから行っているの、こういうパーセンテージになることも分かるんですが、入学を希望する児童生徒にはやはりみんな行かせてあげたい、入学させてあげたいと願うことに変わりはありません。

しかしながら、今までの学校環境だったからこそ、そして今いる人数で先生たちが頑張ってきたからこそ、よい運営ができていた可能性も否めません。今後、さらにパーセンテージが増えていく可能性も十分あります。そういった中で、職員人数が変わらずに、子供たちの関係性や安全性、学習面、先生方の労働環境等が保たれるのが心配になります。

先ほど教育長もおっしゃっていましたが、現場では子供が飛び出して行って頭を打ちつけてしまうとか、そういうこともあるわけですから、そのときに少ない人数の先生で、そういう子供が増えた場合、対応ができるのかなというのは本当に心配です。本来であれば、子供たちそれぞれの学区、どの学校でも差別なく安心して学校生活を送れることが理想的だと思います。障害がある子供たちの支援も、幼児期からやっていったほうがいいと思うんですけども、それでもやはり、あまりにもおくの義務教育学校に集中してしまうと、今までの学習というか、雰囲気が続けられるかどうか心配になってきます。なので、特別な支援を要する児童生徒に豊かな学校生活を送ってもらうためにも、人数の分散や上限を設けることも視野に入れるべきではないでしょうか。今後の対応について伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 まず、スクールアシスタントの活用の点から入ります。スクールアシスタントの活用なんです、特別な支援を要する子供の増加に合わせて、スクールアシスタントの増員はこれまでもしておりました。しかし、このまま同じ形で増員をしていくことは、教室の中に子供を支援する大人がどんどん増えていくことになります。これは個別支援においては有効かもしれませんが、一方で子供同士のつながりを分断する危険性もはらんでおり、子供同士が関わり合いながら成長していく場である本来の教室の姿が失われていくことにもつながります。

そこで、今年度はスクールアシスタントの子供への関わり方について指導をしています。具体的には、必要以上に個別支援に入るのではなくて、子供同士がつながるように見守ったり、つないだりするような支援をお願いし、子供同士の協働的な学びを推進しています。

このように、特別な支援を必要とする子供たちにとって、普通学級で学ぶことの意義はとても大きいものです。例えば、自閉症や情緒障害の子供たちの課題はコミュニケーションですが、通常学級の子供たちと交流しなければ、その課題の根本的な解決は難しいと考えます。また、知的に課題がある子供たちも、言語が豊富に使用される通常学級で学ぶことによって言語や概

念を学ぶことができると思います。このように、特別な支援を要する子供が通常学級で学ぶことには大きな意味があります。

さらに、通常学級に在籍する子供たちにとっても、大きなメリットがあります。それは、障害に対する理解が深まることです。だから、差別をするようなことがなくなります。

このような状況が顕著に現れているのが、おくの義務教育学校です。思いやりや優しさや、それぞれの個性を尊重する姿勢が、子供たちに身についています。また、特別な支援を要する子供を分散して各学校の平準化を進めることについては、難しい面があります。それは、自分の学区に進学しなければならないからです。しかし、おくの義務教育学校は小規模特認校のため、市内から自由に進学ができます。その結果、現在の状況になっています。そこで、障害のある子供もない子供も共に学ぶ教室をつくろうとしています。その実現に向けては、高度な指導技術が必要であり、先生方の学び合う時間や子供を見取る時間を十分に確保することが重要になってきます。

そのために、スクールアシスタントには、子供の支援だけではなく、先生でなくてもできる業務を担ってもらいたいと考えています。具体的には、家庭や友達との悩みを解消できずに授業中教室を飛び出してしまう子供に付き添って別室でクールダウンするまで見守ったり、遅刻して教室にすぐに入ることができない子供が教室に入るまで見守ったり、保護者の悩みや相談に乗ってあげたりすることなどは、教員でなくてもできる業務であります。スクールアシスタントに担っていただくことも可能だと考えています。また、おくの義務教育学校であれば、南校舎と北校舎の子供の移動時に同行することなども、スクールアシスタントができることではないかと考えています。このようにすることで、先生方が本来注力すべき授業や授業づくりに集中できる環境整備も進めていきたいと考えています。

特別支援に対する考え方なんですが、以前はこれもできない、あれもできない、特別支援のできないことばかり目が行って、それは別室で訓練して、そしてできるようにして戻すという特別支援の考え方があったんですが、これからのインクルーシブ教育の状況を考えると、そんなことも全部まとめてみんなで生活するという環境で、これが大事なのかなと思っています。特別支援のいろんな学級見ても、そういう障害がある子が目立たないクラスもあるんですね。それがやはり、先生がすばらしくて子供たちがすばらしいと見えないうです。つまり、状況によって障害って見えたり見えなかったりするものですから、本当に先生方が技術を上げて、本当にすばらしい学級経営とあったかい子供たちの中にいると、見えなくなるということがあるものですから、そういう技術というか指導法を学びの共同体という中で進めていければと思っていますが、今のところ学区制もありますので、なかなか平準化は難しいという状況です。以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 やはり、平準化は難しいというのは重々承知しております。しかし、やはりおくの義務教育学校を見学に行って、遠くてもおくの義務教育学校に入学を希望される方というのは、お子さんや保護者の方はその環境を見ていいと思うわけですね。自分の学区じゃなくおくの義務教育学校を選ぶということなので、その印象がやはりどの学校もおくの義務教育学校のような印象になることが、理想の形であると思います。そうすると、おのずと1か所に集中することはなくなっていくと思うので、先ほど答弁の中に、幼児期から充実させているというお話も聞きました。それは本当にとても重要なことでありますし、保幼小中と連携して安心して進級できるように、より強化してほしいと思います。

また、スクールアシスタントの方について、やはり教室にいと、大人がたくさん教室にいるというのも学校としてはおかしいことで、子供たち同士で支え合っていくのが理想だということだと思ふんですけれども、ただまた違う業務をやってもらうというお考えがあるようですので、やはりまだ必要なことには間違いないと思ふんです。先生たちの激務の中、やはり子供たち、いろんな事件もあります。そういったところを細かいところまで目が行くようになるには、1人当たりの業務がすごく多いと思ふんですので、やはりそういったスクールアシスタントの方など、また特に地域の方を含めた学校に関わる方々全てで協力しながら、子供たちのよりよい学校環境をお守りいただきたいと思ふます。

そしてやはり豊かな教育環境をつくるためには、現場を知ることが一番であります。以前から何度も言っておりますが、教育長には予算権限ございませんので、要望したときにそれを決めるのは市長、副市長だと思ふます。市長、副市長にもふだんの学校生活を定期的に視察していただいて、より適切な教育予算の判断やタイムリーな対応をお願いできればと思ふますが、いかがでしょうか。市長か副市長にお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私の常々現場を知る、そして現場の声を聴く、私たち為政者の第一の基本であると思ふています。

それは特に、あそこのリフレなんです、先ほどのリフレなんです、小森印刷が出て、そうするとそのようなとき、何を考えているときにああいう発想になったわけなので、私たちの発想というのは、それなりにそういう場所に行って初めていろんなことを考ふる。非常に、それをずっとそういうことを考ふるればいいんでしょうけれども、その現場でないとああいう考ふるが出ないと、ちょっと私も今回のああいう形では、もっと先にそういう発想ができなかったのかなと、まだ現場を知らないといけないと感じています。

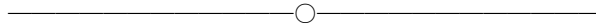
○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○5番 長田麻美 議員 恐らく、現場を知るために学校に行ってくれるということで理解させていただき、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、5番長田麻美議員の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでに打ち切ります。

次に、日程第2、休会の件を議題といたします。



休会の件

○杉森弘之 議長 お諮りいたします。明日4日及び5日は、土日のため休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、明日4日及び5日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時40分延会